

市民の声と市の回答(分野別:子育て)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
1 3歳児待機児童について	<p>正社員フルタイム勤務の夫婦です。現在2歳の子供を小規模保育事業所に預けており、来年卒園となります。</p> <p>来年度のために自宅から通える範囲の保育園(岸部敬愛保育園・Gakken保育園吹田SST)を調べてみたところ、どちらも2歳児クラスと3歳児クラスの定員が同じでした。基本的には2歳から3歳児クラスへそのまま持ち上がることが多いと思うので、小規模保育卒園時にいくら加点をいただいても転園希望先の保育園に空き枠がない可能性が高いです。</p> <p>直接保育園に定員増加の予定はないか確認しましたが、「吹田市からの指示で定員を決めているため保育園では勝手に増やすことはできない」との返答でした。</p> <p>他に頼れるところは認定こども園だけですが、開園時間が短い、土曜日に預けることができないという問題があります。夫婦共にエッセンシャルワーカーであるためテレワークは不可能、また土曜日勤務もあります。</p> <p>以前にも3歳児待機児童への意見書の中で「吹田市の公立の認定こども園の預かり時間は8:00~18:00まで、土日祝休み、行事は平日に頻繁にあり、PTAの会議も平日に行われます。全くフルタイム勤務に対応できているとは思えません。両親どちらかがパートか時短勤務をしているという設定でしょうか?」という質問があり、それに対して吹田市は「本市の公立幼稚園型認定こども園は、3歳児待機児対策として既存の公立幼稚園が移行し、運営を開始した施設であり、多様な生活様式の御家庭がある中、働き方にも多様化しているところ、土曜日の勤務がない、8時~18時の10時間開園の中で、一定の保育ニーズに対応するものとして設置しているところでございます。その中で勤務される方のご利用を前提としています。」と返答していました。</p> <p>近辺の保育園に元々空き枠がない、認定こども園の運営状況はニーズに合わない、となると小規模保育を卒園する子供はどこに預ければいいのでしょうか?時短で働くかパート勤務に切り替えろということでしょうか?</p> <p>世の中で人手不足が叫ばれる中、こちらとしても子供がいてもフルタイムで働きたいという気持ちがあります。元々岸部地域は保育園の数も少ないため、岸部敬愛保育園やGakken保育園吹田SSTでも3~5歳児クラスの受け入れ人数の増加をぜひ前向きに検討いただきたいと思います。</p>	<p>保育提供量の確保方策につきましては、「吹田市こども計画(令和7年度(2025年度)~令和11年度(2029年度))」に位置付け、市域を3区分した教育・保育提供区域ごとの需給状況により、必要に応じて保育所等を整備するなど計画的に進めています。○○様がお住まいの同区域(JR以南/片山・岸部)において3~5歳児の保育提供量は充足しており、新たな提供量の拡充は予定しておりません。</p> <p>なお、保育提供量としては、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業の入所枠に限らず、幼稚園での長時間預かり保育枠等も計上しております。土曜日の保育希望者は少数であることから、この実施を条件とはしておりません。</p> <p>一般的に、児童が年少になるタイミングで幼稚園の利用を希望される御家庭がいらっしゃることや、引越し等の御都合により退所される場合がありますので、○○様が希望される各施設の定員に空き枠が生じる可能性がございます。利用のお申込みをご検討いただければ存じますが、空き枠が生じた場合でも利用調整による選考を行うため入所のお約束はできかねます。上記施設のほか他施設(岸部保育園等)へのお申込みも視野に入れていただくことを推奨いたします。</p>	保育幼稚園室	R7.4.17	R7.4.30

市民の声と市の回答(分野別:子育て)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
2 保育園利用申込の電子申請書の表現について	<p>申込フォームには「利用調整(入所選考)の希望」という項目があり、以下の2つの選択肢から選ぶ形式になっています。</p> <p>1.通常の利用調整(入所選考)を希望する 2.育児休業の延長が可能なため、利用調整(入所選考)において減点を希望する</p> <p>しかし、令和7年4月から施行された育児休業給付金の延長手続き厳格化により、選択肢2の「減点を希望する」という表現では延長が認められない可能性が高く、実質的に選択肢として成立していません。</p> <p>そこで、選択肢として機能させるために、「育休延長を許容できる」という表現へ変更することを提案いたします。</p> <p>この表現であれば、「育児休業・給付の適正な運用・支給及び公平な利用調整の実現等に向けた運用上の工夫等について」(平成31年2月7日付 厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)にも「入所保留となることを希望する旨の意思表示には当たらない」と明記されており、適切な対応となるかと存じます。</p> <p>また、表現を見直すことで、今後の申請者の混乱も防ぐことができると思われます。</p> <p>以上、申請書の表現改善についてご検討のほど、よろしくお願ひいたします。</p>	<p>平素より、本市の児童福祉及び幼児教育行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。</p> <p>育児休業や育児休業給付金の延長の可否についての判断基準は本市ではわかりかねますが、本市の利用申込における「～減点を希望する」は入所保留を希望するものではなく優先順位を下げることを希望するものであり、「育児休業・給付の適正な運用・支給及び公平な利用調整の実現等に向けた運用上の工夫等について」(平成31年2月7日付 厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)に記載されている入所保留となることを希望する旨の意思表示を行っていると直ちにみなされるような文言ではないことから選択肢の文言としては適正なものであると認識しておりますので、ご理解賜ります様お願い申し上げます。</p>	保育幼稚園室	R7.4.7	R7.4.21
3 3月生まれ児童の保育園申し込みについて嘘をつかれました	<p>2024年3月27日生まれの娘を持つ女性です。去年秋頃にあった4月の保育園一斉申し込みの時期に窓口にて直接相談させて頂いた内容です。</p> <p>3月末生まれというきわどい時期に産まれている為、もし4月の申し込みで落ちた場合どうすれば良いのかと聞いたところ「第一希望が垂水保育園で上の子と同じ園という明確な理由があるので育休は延長できます」と言われました。が、実際は1歳になる前に申し込みをしないといけなかったようです。</p> <p>「兄弟加点もあるので点数も高くなる」と言われましたが結果落ちました。後々確認した所、待機ポイントが低いと言われましたが、去年の秋頃は「市のホームページを見て頂いて空きがないのに応募しても落ちるから意味がない」とも言われました。意味がなくても応募が必要だったようですね。</p> <p>なんとか滑り込みで保育園を見つけることが出来ましたが、ならし保育期間の育休手当がありません。会社に伝える術もなく欠勤扱いまたは有給消化になってしまいそうです。これから子供が風邪を引いて仕事を休むことが増えるのに仕事が始まる前に有給がなくなってしまいます。</p> <p>ハローワークの方へ確認しても市の対応不足と言われました。</p> <p>一応、児童部の方へも本日3月17日連絡しておりますがきっちりご対応して頂きたいと思います。 郵送していただいた書類で育休が延長出来なかった場合またご連絡します。</p> <p>なんとか保育園は見つかりましたが、見つかってなかったらと思うとゾッとします。</p>	<p>育児休業や育児休業給付金の延長の可否につきましては、本市では分かりかねます。</p> <p>また、本市ホームページでは3月を除き毎月1日時点の空き枠を公開しており、空きがない保育施設につましても希望施設としてご希望いただける旨をご案内し、お申し込みを促しているところです。きょうだい加点につきましても、ごきょうだいが認可保育所等に入所中の場合に加点対象となり指數が高くなるという事実をお伝えすることはございますが、必ず内定が出るというような誤解を与えるような説明は行わないよう以前より徹底しているところでございます。</p> <p>お電話にてご了解いただいたとおり、未利用確認書を発行し、3月18日に発送しております。</p> <p>なお、育児休業給付金の支給延長にかかる申込要件等については、保護者様の責任において、ハローワークやお勤め先にご確認いただくものと認識しており、本市ホームページでもそのようにご案内をさせていただいております。そのため、支給期間の延長がされなかった場合でも本市では責任は負いかねます。</p>	保育幼稚園室	R7.3.17	R7.3.31

市民の声と市の回答(分野別:子育て)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
4 保育園の利用	<p>保育園の申し込みですが、吹田市では、なかなか入りにくいと聞いています。ところが、隣の大阪市では、空いているところもあり、入った人がいるそうです。</p> <p>吹田市の南は、東淀川や淀川区と接していて、その辺りの人は、通いやすいと思います。また、保育士の人だと更に入りやすいそうなので、南部の人はそちらに行ってもらった方がいいと思います。</p> <p>今年の待機数はまだ発表されていませんが、吹田と大阪で比べてみたらわかると思います。</p>	<p>認可保育施設の利用にあたっては、保護者が希望する施設を選択できる仕組みとなっており、在住する市以外の保育施設を希望することも可能です。</p> <p>しかし、多くの市町村では、市内在住者を優先して保育施設を利用できるようにしておらず、市内在住者の選考後に空きがある場合にのみ市外在住者の利用調整を行っています。特に大阪市では、市外在住者については、利用調整にあたり市内在住者と比べて大幅に低い点数が付与される仕組みとなっています。</p> <p>なお、保育施設の利用に関しては、各自治体がそれぞれの保育ニーズや方針に基づいて入所基準を設けており、本市が一律に他市での入所を推奨することは困難であると考えております。</p>	保育幼稚園室	R7.3.5	R7.3.17
5 保育園利用調整、保育園不足について	<p>○保育園利用調整について 1.勤務年数加点はなぜ廃止されたのでしょうか？ 若い親を支援する気持ちも分かりますが、継続年数が長い分これまで長期間納税もしており、社会に貢献してきたと自負しております。過去多くの声があったのを確認しましたが廃止した根拠(離職率に影響しない等の数字を明確に)を教えてください。 2.小規模な卒園加点について 4月の一斉入所には卒園加点がついて、5月以降加点されないのはなぜですか？ 2歳クラスまで小規模保育園に預け保育料も納めてきたにも関わらず、年少から仕事を開始する方と同じ点数に納得できません。吹田市は共働きを推奨していないのでしょうか？小規模保育園から預けて3歳クラスで入園できないのであれば、我が子と一緒にいたい気持ちを抑え、預けた意味がありません。</p> <p>○保育園不足について 小規模卒園で兄弟がいない人はほとんど落ちている地域です。吹田市としてどういった課題認識、また対策を講じているのでしょうか？ 本日保育幼稚園室に話を伺ったところ、児童数は減少傾向にあったので、枠が少なくなった影響もあると聞きましたが、認識が甘すぎではないでしょうか？ 公立の幼稚園型のこども園を幼保連携にして時間も長くしたりもできないのですか？公立は市が管轄ではないですか？また公立の枠が減っているのも保育士の採用が難しいとの影響もあるようですが、市としてももう少し保育士への支援を考えて吹田市で働くモチベーションを上げるなど考え得ることはすべて対策してほしいです。</p> <p>○保育の無償化とは？ 新2号の預かり保育の補助は月約一円程度かと思いますが、幼稚園の夏休み期間は預かり保育をすると9万円近くになります。 保育の無償化をうたっておきながら、どういった数値を基準に算定しているのでしょうか？ また、東京都は保育園に預かっていてもベビーシッターを利用できその利用料金は1時間150円程度と聞いています。そういう別の自治体の取り組みをご存知でしょうか？ 保育園に入らなかった人へもう少し補助をするなど考えていただきたいです。こういった対策は何か検討されているのでしょうか？</p> <p>こののとたと小学校に上がった際の学童についても入れるのか不安でしかありません。 また学童は18時までだとお迎え、1人で帰るなら17時までとの認識ですが、18時にお迎えは現実的に通勤のある会社員だと無理だと感じます。17時までにして1人で帰らせるのも昨今の状況を考えると不安です。 子育て支援に力を入れていただかなければ、誰も子供を産まなくなると思います。</p>	<p>1について 保育所利用調整基準は、その時の社会情勢や雇用・経済情勢、近隣他の市の利用調整状況等を踏まえ、より時代に即したものとなるよう改正を行っています。 従来、利用調整において指數差をつけられるよう、勤続年数による加点を設けていましたが、近年の働き方の多様化や、転職率が高まっている中で、勤続年数により保育の必要性に差があることに対する批判的な御意見が多く寄せられたため、今般の見直しを行いました。また、保育所等利用調整基準の改正においては、本市条例に基づいてパブリックコメントを実施し、本件に係る反対の御意見はございませんでした。</p> <p>2について 吹田市の特定地域型保育事業の卒園児を対象とした加点については、保育の継続性を担保する観点から移行を支援するための加点であり、4月入所時に大規模な加点することで、新規申込者に比べ入所がやすくなるようしております。そのため、5月以降は卒園児の加点を継続すると他の待機児童とのバランスが取れなくなる可能性がありますことから、5月以降の入所について加点を設けていないものございます。</p> <p>保育園不足について 保育提供量の確保につきましては、人口や保育ニーズの推移から需要量を推計し、必要に応じて計画的に進めることとしております。本市では、待機児童が過去最大の230人を記録した平成28年度以降、集中的に施設整備などを取り組んだことで需給状況が安定し、令和4年度には待機児童の解消に至りました。未就学児童は平成29年度を1ヶ月に減少してきましたが、大規模マンション建設等を除き、保育提供量は既存施設に於けるものと推測いたします。</p> <p>しかしながら、本年度は保育料無償化制度の拡充などを契機として利用申込者数が大幅な増加に転じたことから、緊急的に施設整備などを取り組んでおり、本年4月には新たな施設を開設いたします。</p> <p>本市では、0~2歳児を対象とした小規模保育事業を終了した3歳児の行き先の確保のために、公立幼稚園6園と、保育を必要とする児童を含む3歳児以上の児童を対象とする幼稚園認定ごとも園へ児童の移行は、これまでの経験や施設類型の変更となることを踏まえ、慎重な検討が必要と考えております。</p> <p>また、公立幼稚園認定ごとも園へ児童の移行は、これまでの経験や施設類型の変更となることを踏まえ、慎重な検討が必要と考えております。</p> <p>また、吹田市の私立保育所においては、園児の受け入れに必要な人材確保を行っており、状況次第に応じ、定員を超えて受け入れを行なうなどの取組を行っております。</p> <p>保育の無償化について 預かり保育に対する補助金額は、国の制度に基づき、認可保育所等の利用者との公平性を担保するため、認可保育所における保育料の全国平均額(3歳から5歳までの場合は、月額3.7万円)から、無償化制度を導入前の1号認定子どもの幼稚園保育料の上限額(月額25.17万円)を差し引いた額(月額11.13万円)とされています。</p> <p>なお、従来、幼稚園の利用者が負担している幼稚園保育料(上限月額25.17万円)については、現在無償化されており、前述の預かり保育に対する補助額(月額11.13万円)と合わせますと、認可保育所等の利用者に対する月額3.7万円と同額の全額が幼稚園の利用者に対して給付される制度となっております。</p> <p>また、夏休み期間中に限らず、預かり保育の利用料金については各園で設定しておりますため、利用される施設や時期によっては先述の無償化の範囲を超えた部分についての御負担が保護者様に発生する場合もございます。</p> <p>いただきました御意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</p> <p>留守家庭児童育成室について まず、入室基準について御説明させていただきます。 入室基準としては、一斉受け付け期間を設けておりますが、1年生及び2年生の児童に関しては、期間終了後も、1月末日までは、期間内の申請と同様に受け付けております。</p> <p>また、齐営行期間内及び期間内と同等に取り扱う申請が育成室の定員数を超えて、すべての児童の入室が困難と判断した場合は入室選考を行いますが、1年生から3年生の児童に関しては、配当を要する児童に限り優先的に受け付けております。</p> <p>次に、十二育成室の開室時間について御説明させていただきます。 留守家庭児童育成室の開室時間は午後5時までとなっておりますが、午後5時以降も、第4土曜日を除き延長保育を行っております。</p> <p>延長時間は、十二育成室は運営委託育成室であるため午後7時までとなっております。</p> <p>最後に、十二育成室の下校方法について御説明させていただきます。</p> <p>午後5時の下校につきましては、年度当初は下校コースのポイントごとに職員を配置し、安全面等に配慮しております。</p> <p>また、延長保育を利用する場合は、上記の延長保育の時間までに、保護者の方等にお迎えに来ていただいております。</p> <p>なお、午後5時以前に下校する場合は、お子様お1人で下校いただく必要があります。</p>	保育幼稚園室、放課後子ども育成室	R7.2.19	R7.3.3

市民の声と市の回答(分野別:子育て)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
6	子どもの習い事助成	<p>子どもの習い事助成ですが、非課税所得者と児童扶養手当受給者に対象者が限定されている事に不満です。</p> <p>大阪市は所得制限撤廃してますし、公立中学校 全員喫食給食導入もしてるので、吹田市は子育て支援がいつも一歩遅れてませんか？以前も同じ意見が出てましたが、「世帯収入による格差をなくす為」の回答でした。税金を納めてる世帯が毎回置いてきぼりで不公平が拭えませんし、これこそ差別では？同じ回答では納得出来ません。安心して吹田で子育てし続けられるよう所得制限撤廃を切に願います。</p>	<p>本市では、令和4年度に子供の生活状況調査を実施し、およそ10人に1人の子供が相対的貧困状態にあることが判明しました。このため、子供の貧困の解消を優先課題として様々な取組を進めております。</p> <p>子供の習い事費用助成事業もこの取組の一つであり、対象者を限定したなかで取組を進めているところです。</p> <p>安心して子供を産み育てられ、すべての子供がすこやかに育つことができるまちづくりを進めるため、いただきました御意見も参考にし、よりよい施策となるよう検討を続けてまいります。</p>	子育て政策室	R7.2.12	R7.2.19
7	住宅の取得に伴う利子補給制度の整備(再送)	<p>私は最近、住宅購入に伴い、吹田市に引っ越してきました。家族構成は妻と子ども(乳児)の3人家族です。</p> <p>以前住んでいた大阪市では、【新婚・子育て世帯への支援】として、市内定住促進のため、初めて住宅を取得する新婚世帯(申込者及び配偶者のいずれもが40歳未満で婚姻届出後5年以内の世帯)又は子育て世帯(小学校6年生以下の子どものいる世帯)を対象に、住宅ローンに対して年0.5%以内(融資利率を上限とする。)、最長5年間の利子補給を行う制度がありました。</p> <p>物価が高騰しているだけでなく、不動産価格も高騰しています。</p> <p>その一方、若年層の新婚・子育て世帯は出産費用や子育て費用、ローンの返済、日々の生活費など、多くの出費が必要になり、手元に現金が必要です。</p> <p>また、今後、住宅ローン金利が上がることも予想されており、メディアでも市民の生活への影響が不安視されています。</p> <p>子育て世帯が安定して充実した生活するための支援として、大阪市のような住宅の取得に伴う利子補給制度を整備してください。</p>	<p>本市としても、子育て世帯の要望として経済的支援の充実が求められていることを認識しているところです。</p> <p>いただいた御意見については、関係部署にも共有させていただくとともに、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>	子育て政策室	R7.1.23	R7.2.7
8	吹田市子どもの習い事費用助成事業について	<p>子どもの習い事費用助成事業の対象を希望する全ての5年生以上のお子さんに対することを、していただきたいと思います。</p> <p>もともとは、「吹田市子どもの習い事費用助成事業」とホームページに書いてあるため吹田市在住、5年生以上の子どもであれば、助成を行ってもらえると思っていました。</p> <p>近年、学校での勉強時間が減ったにもかかわらず家庭学習をするように小学校からいわれていますが英語など(ほかの教科も5年生からぐっと難しくなり)家庭で教えることが困難となります。</p> <p>習い事で補おうにも、お金がかかり難しい状況で助成は無いが、家計が苦しい家庭では、英語や塾は高額で兄弟がいるとますます習わせることができません。</p> <p>いざ中学にあがると、英語など家でなかなか教えてあげられないものの教科の勉学の差がとてもある様に思います。</p> <p>検討お願い致します。</p> <p>なお、絵に対象家庭の記載がありますが、とても小さく書かれているため気付かず、事業名だけではとても分かり辛いと思います。</p>	<p>本市の子供の習い事費用助成事業は、所得格差による学び・経験の機会の差を解消することを目的としており、市内在住の生活保護又は児童扶養手当を受給している小学5年生から中学3年生までの子供の保護者を対象としております。</p> <p>引き続き、すべての子供たちが現在から将来にわたり、生まれ育った環境に左右されることなく、一人ひとりが夢や希望を持てる地域社会の実現に向けた施策の研究に努めてまいります。</p> <p>また、助成対象者を誤解なく周知できるよう、ホームページの改善に努めてまいります。</p>	子育て政策室	R6.12.27	R7.1.9

市民の声と市の回答(分野別:子育て)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
9 子ども用のおむつゴミ箱の設置について	吹田市藤白台地区で子育てをしています。子育て関連の要望をさせていただきましたメールしました。提案は、公共施設での「おむつゴミ箱の設置」です。よく、北千里の児童館を利用させていただいております。北千里を含めた児童館や市の公共施設では、子ども用のおむつは持ち帰るよう、案内されています。そこにゴミ箱を設置してほしいです。こども、特に乳児は1日に何度もおむつ交換をします。児童館や図書館、公園での遊び利用や市役所の来庁時に、汚物のついたおむつをバックにいれて持ち運ぶのは、不衛生ですし、周りへの臭いも気にしなければなりません。例えば、1日中児童館にいると、何袋もカバンにいれて持って帰らなければならなくてとても大変です。子育て世帯への外出意欲の向上、負担軽減の為にも、少なくとも児童館では早急におむつゴミ箱の設置をお願いします。	この度は、貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございます。子供や子育て世代が利用しやすい施設となりますよう、まずは児童館において、衛生面や利便性、管理面やコスト面について十分に精査し、設置可能かどうか検討を進めてまいります。	子育て政策室	R6.11.5	R6.11.13
10 お米ペイや児童給付金等のデジタル給付の要望について	貴市におけるお米Payや児童手当などの給付方法について、現金や地域限定の決済システムを利用されている現状につきまして、心から敬意を表します。しかし、これから給付に際して、デジタル化を推進し、より利便性の高い方法での支給をご提案申し上げます。 特に、奈良県での「働く人応援」事業や地域商品券のように、デジタル形式での給付が検討されている市が増えてきております。具体的な方法としては、PayPayを利用した給付を強く望んでおります。PayPayは利便性が高く、多くの利用者に親しまれているため、これを活用することで受給者の利便性が格段に向上すると考えます。 市におかれましては、PayPayを活用したデジタル給付について前向きにご検討いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。	児童手当は口座振込みを原則としており、手当を受け取る人が名義人であるものに限られております。指定する口座についてはPayPay銀行等のネットバンクはもちろん、マイナンバーに紐づけた公金受け取り口座の設定も可能となっておりますが、PayPay等のキャッシュレス決済には制度・システム等において対応しておりません。今後も市民の利便性の向上に努めて参りたいと思います。	子育て給付課	R6.10.31	R6.11.5
11 子ども医療証	医療証のサイズが保険証、マイナンバーカードと違うため同じサイズにして欲しい。 何故このサイズなのでしょうか? 常に持ち歩く物なので、お財布に入るサイズでないと別々に持ち歩かなくてはならず不便です。他の市町村でカードサイズがあるので吹田市も是非検討して欲しいです。	本市の各種医療証の大きさは、健康保険証が現在のカード型となる前に多く使われていた、紙の健康保険証と同じはがきサイズの大きさとなっています。 カード型の医療証については、一部の近隣市において導入されているものと承知していますが、カード型の医療証の導入には、システム改修など、一定費用が伴うことなどから、現時点では導入の予定はございません。 いただいた御意見につきましては、今後の施策検討の参考とさせていただきます。	子育て給付課	R6.10.7	R6.10.18

市民の声と市の回答(分野別:子育て)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
12 せせらぎの道に停まる幼稚園送迎バスについて	佐井寺南が丘公園近くの住民です。〇〇幼稚園の送迎バス午後3時10分頃に阪急バスの佐井寺南が丘バス停に停まります。その前後、〇〇幼稚園のお迎えの親御さんが自転車を歩道に5、6台ほど停め、園児と園児の兄弟たちを遊ばせています。先日(9月4日か5日だったと記憶しています)、杖をついた脚の不自由なご高齢の男性が佐井寺南が丘バス停横をゆっくりと歩いていたところ、〇〇幼稚園の園児の兄弟とみられる子供が急に飛び出し、男性が転倒しそうになっていました。そのときも親御さんは全く見ておらず、おしゃべりに夢中になっていました。この歩道は真ん中にベンチがある関係で歩ける場所が二箇所になっているのですが、自転車の放置と立ち話、走り回る子供で両方の道がよく塞がれています。ご高齢の男性の件もそうですが、これまでにも何度も道が塞がれて通れなかつたり子供が走り回って歩行者にぶつかりかけたりするなど危ないことがありました。この歩道は歩行者も多いので、〇〇幼稚園の送迎バスのバス停を一本中に入った佐井寺南が丘公園の真横にする、自転車を佐井寺南が丘公園の隅など邪魔にならないところに置くなどの対策をして欲しいと思います。〇〇幼稚園にメールを送ろうかと思いましたがメールアドレスの記載やお問い合わせフォームなどがなかったため、この道路が市道ということと、歩行者と〇〇幼稚園の園児やその兄弟たちのお互いが事故に繋がる恐れがあると感じ、こちらに送りました。市のほうから幼稚園側に送迎バスの停留所位置や停留所付近での保護者・子供の過ごし方、メールアドレスかお問い合わせフォームを設けることなどに関して指導をお願いしたいです。	申し訳ございませんが、私立園に関する指導は大阪府私学課が担当となっております。今回いただきましたお問い合わせ内容・お名前・メールアドレスを大阪府私学課の担当へお伝えさせていただいてもよろしいでしょうか。 また、お伝えが可能でしたら、その後、大阪府私学課から園へ連絡を取らせていただきます。	保育幼稚園室	R6.9.17	R6.10.3

市民の声と市の回答(分野別:子育て)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
13 保育園入所に伴う審査について	<p>保育園を申し込む際の条件の1つとして申込時の就労条件を3ヶ月維持することが設けられていると思いますが、そちらはきちんと確認がなされているのでしょうか。</p> <p>周りに3ヶ月維持していないお母様が沢山いらっしゃいますが、どの様に確認されているのでしょうか。</p> <p>先日ある場所で「申込時に時短勤務取得予定にチェックだけしておけばフルタイム扱いで満点の加点がつくから、時短予定でも勤務時間は空白にしておけば良かったのに。どうせ何時間で復帰しが確認なんかしないよ」とアドバイスされました。</p> <p>私は既に時短で復帰しており時短勤務時間を明記して申請をしています。そうあるべきと認識しておりますが、みなさんそうではなく、なんなら明記していない方が加点対象となり保育園へ入りやすい現状があるのでしょうか。</p> <p>現在ずっと保育園に入れず待機しています。第一子は保育園が決まりず仕方なく私立の幼稚園へ新2号で通わせ、第二子も保育園が決まりず市外の認可外へ多額の保育料を支払いながら仕事へ復帰しています。認可園へ入ることができなかったから第一子は幼稚園という選択をしているのに加点は認可園へ通う兄弟より少なく、第二子は吹田市に預け先がなく市外の認可外まで預けに行っているのに市内の認可園に通う子と同じ加点数…幼稚園と遠方の認可外へ預けているが故にフルタイム勤務に戻れないのに点数が低いままで結局いつまでも吹田市の認可園へは入れません。このような状況を不公平だと感じます。</p>	<p>ご認識のとおり、本市では、保育所等の利用調整の公平性を担保するため、申込時の状況を入所後3か月間は維持していただく必要がございます。</p> <p>就労を理由に保育所等の利用申込を行い、利用決定に至った保護者の方には、保育所等を利用開始した際に申請内容と相違なく就労していることを確認するため、就労状況確認書のご提出をお願いしております。勤務状況確認書の内容と申請当時の勤務(内定)証明書の内容が異なる場合は、利用調整上の公平性が担保できないため、内定取消・退所となることもあります。就労状況確認書は保護者から勤務先に依頼し作成いただくものであるため、その内容は勤務先により証明されているものとして、本市では確認しております。</p> <p>時間短縮勤務につきましては、令和6年度の利用調整基準では、短縮後の就労時間が1週あたり35時間以上(休憩時間を含む)であれば、時間短縮前の就労時間での指數として利用調整を行っています。時短勤務取得予定へのチェックだけでフルタイム勤務の加点がつくというものではありません。また、復帰後の勤務時間につきましては、上記のとおり就労状況確認書にて確認をさせていただいております。</p> <p>なお、令和7年度の利用調整基準では時間短縮勤務の基準を改正し、短縮後の実働時間が月120時間以上(休憩時間を除く)であれば、時間短縮前の就労時間を基に利用調整を行うこととしています。</p> <p>ルールをしっかりと守っていただいている〇〇様のお子さまが認可保育所等を利用できず、ルールを守られていないと思われる方のお子さまがご入所できている状況につきましては、大変心苦しい限りではございますが、上記のとおり本市として可能な範囲で確認をさせていただいてること、ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>最後に、保育幼稚園室よりご本人様に確認をさせていただきたいので、〇〇様に不適切な申請方法についてアドバイスをされたという方のお名前、連絡先等ご存じでしたら、別途ご教示いただけますと幸いです。</p>	保育幼稚園室	R6.9.6	R6.9.18
14 保育園入園基準点数について	新年度保育園入園申し込み基準点数について。 あまりにも兄弟加点が多くすぎます。1人目の親には人権がなさすぎる気がします。公立保育園の定員を増やして欲しいです。	<p>本市の保育所等利用調整基準につきましては、その時々の社会情勢や雇用・経済情勢を踏まえながら、改正をし、公平・公正な利用調整ができるように努めています。</p> <p>また、保育所等の利用調整については、国から優先利用に関する基本的な考え方方が示されており、そちらに基づき各自治体において利用調整基準を定めております。きょうだい加点につきましては、きょうだいでの分園を防止するために同一施設に申し込む場合として同考え方方に例示されております。本市におきましては、別々の施設に2人以上のお子さまを送迎されるご家庭の育児負担軽減のための加点とさせていただいているものであることを、ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>また、現在、保育枠を拡充するため、保育施設の増設などに取り組んでおります。</p> <p>就学前の教育・保育の充実に向け、事業を進めてまいります。</p>	保育幼稚園室	R6.9.9	R6.9.18

市民の声と市の回答(分野別:子育て)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
15	B23。市HP新着 更新情報7月2 日の『「子供ミー ティング」の開 催について』の タイトル及び内 容の提案	<p>このタイトルからは、私はイメージが沸きません。もしかしたら関係職員の方が「子供ミーティング」についての協議をされるのかな?…とも思いました。</p> <p>1)サイトを開くと、「吹田市こども計画」を作るうえで、小中高校生から、色々な意見を聞いて参考にしたい… ⇒添付画像B23-サイトの内容 児童部 子育て政策室は、タイトルの見直しをされませんでしょうか。 ⇒仮(案):「吹田市こども計画」の策定にあたり、小中高校生の「子供ミーティング」の開催。参加者募集</p> <p>2)開催場所が、青少年活動サポートプラザになっていますが、アクセス(地図)のサイトが有りません。 ⇒児童・生徒さんが一人で来られる場合、夏休み期間中の事故・事件に遭わないためにも必要。</p> <p>3)開催場所の説明文が、「阪急吹田駅徒歩1分」…になっており、訂正が必要。</p> <p>4)募集人数が先着30人との事ですが、小中高校生間で偏在が生じた場合の対応策を考えておかれたら…</p> <p>5)障がいをもっておられる方が参加される場合の対応策を考えておかれたら… サイト内に「子供のみなさんがどのように考えているかを聞いて、市役所の取組の参考に…」の文言があります。</p> <p>6)市HP新着更新情報に掲出されたタイトルの冒頭には【更新】の文字がありますが、【新規】ではないのでしょうか。⇒添付画像-上 ※広報課に供覧を願います。</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>ホームページにて、開催場所へのアクセス(地図)のサイトがなかった点につきましては、参加する子供が安全に来ていただけるよう、「子育て青少年拠点 夢つながり未来館(ゆいぴあ)アクセス」のページへリンクを貼り地図を確認できるようにいたしました。また、ご指摘いただきました最寄り駅名の表示につきましても修正をしております。</p> <p>なお、【新規】【更新】の別については、新規で掲載した後に修正があつたため【更新】としているものです。</p> <p>その他の御意見についても、イベントを開催するにあたり参考にさせていただきます。</p>	子育て政策室	R6.7.31	R6.8.14

市民の声と市の回答(分野別:子育て)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
16 市保育園行事の警備について	<p>【お願い事項】 学校、保育園などでは、保護者会と園が共同で実施するイベントがあります。その中で、保護者が担う役割の中で、警備など、安全性が問われるものは、市から派遣頂くことは検討出来ないでしょうか？？</p> <p>【背景】 ・私の息子5歳と娘2歳が登園している吹田市立千里山保育園では、毎年夕涼み会という夏祭りを開催しております。 ・基本は保護者会主体の行事であり、運営は保護者会がメインで行います。 ・運営時の担当業務は、店番、やぐらの組み立て解体、花火師、警備と様々です。 ※担当業務によるが、大体1担当当たり15-30分時間割きます。 ・夕涼み会は18-20時の2時間ですが、私のように兄弟2人が2つの行事を担うと1時間担当業務に割くことになり、子供との思い出を作る時間が非常に限られます。 ・外注出来ない担当は致しませんが、警備については、安全上保護者が担うと、万が一事故があった際の問題にも発展する可能性があるので、警備会社の方に外注など検討したいです。 ・保護者会費で外注するという選択肢もありますが、多様な考え方があり、意見纏まりません。</p> <p>安全安心・家族の思い出に注力出来るよう、警備に関して、吹田市からのサポートについて、何卒ご検討の程宜しくお願い致します。</p>	<p>通常の保育時間内におきましては、安全管理と円滑な運営を目的として安全管理員を配置いたしておりますが、その他の時間帯等においては安全管理員を配置していません。</p> <p>各園で実施する夏祭りは保護者会が保険等に加入の上、実施されていることをふまえると公費負担で安全管理員を配置するのは難しいと考えております。</p>	保育幼稚園室	R6.6.26	R6.7.4
17 留守家庭児童育成室の民営化を望みます	<p>東山田小学校に今年1年生で通う保護者です。 今回、一年生であっても、留守家庭児童育成室に落選し、待機児童となりました。</p> <p>近所にある、千里丘北小学校ならびに山田第二小学校は留守家庭児童育成室が民営委託されており、千里丘北小学校は40人8クラスで計320人以上、受け入れてもらっています。山田第二小学校も民営化されましたことで、四年生まで受け入れてもらっています。</p> <p>かたや、東山田小学校だと小学校一年生であっても今回待機となり、いつ入れるかもわからない状況です。</p> <p>同じ吹田市の小学校で、たまたま学区が違うと言うだけで、学童に一年生から入れない、入れなかつたら近くの児童館や私営の学童を利用しろというのですか？かたや、どんな理由でも300人以上入室できる小学校があったり、四年生になんでも預かってもらえるのですか？</p> <p>あまりにも不平等で涙が出ます。</p> <p>それなら、早く民営委託してください。 おかしそぎます。</p>	<p>現在、利用を希望される児童全てを受け入れられる状況には至っておらず、御苦労と御不便をお掛けし、大変申し訳ございません。</p> <p>留守家庭児童育成室(以下、「育成室」という。)の運営業務の民間委託につきましては、委託を進めることにより、不足する直営育成室の指導員を確保することで、市全体の待機児童解消を図ることを主な目的として実施しております。</p> <p>委託候補育成室の選定に当たりましては、保有教室数や児童推計、事業者の応募が見込める立地等を踏まえ、時機としても最適と考える育成室を選定しており、東山田育成室につきましては、現在、民間委託の予定はありません。</p> <p>なお、待機児童の解消に向けて、運営業務の委託計画は1年前倒し、令和7年度からの新規委託を4か所として事業者の選定を行う予定です。</p>	放課後子ども育成室	R6.4.17	R6.5.2

市民の声と市の回答(分野別:子育て)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
18 多胎児育児に関する要望	<p>この度多胎児育児に関する要望をさせていただきます。</p> <p>第一子出産と同時に吹田市に移住してきました。子供は2人希望しており嬉しいことに第二子を妊娠しましたが双子でした。</p> <p>今2歳と0歳児を日中1人で子育てしています。</p> <p>第一子出産で吹田市に移住したので無職なので保育所に入れることができません。所得も少なく私立の幼稚園に入れることも難しいです。保育所も無職の方は抽選での選考とお聞きしました。</p> <p>正直今3人を日中1人で子育てする環境がかなり辛いです。子育て支援などもありますが費用もかかる上時間も短く回数も決まっている条件なので頼るに頼り切れません。やることが多くピリピリしてしまい子供にも当たってしまいます。長女も今2歳でたくさんいろんな経験をさせてあげたいのに家の中に閉じこもってばかり本当に可哀想だとも思います。毎日ヘトヘトで明日が来るのが怖いです。</p> <p>保育園へ無職でも多胎児がある家庭が優先できる制度を作っていただけないでしょうか?</p> <p>職がないまま出産して今、就職先を探す時間もありません。</p> <p>どうかどうかよろしくお願ひします。</p>	<p>本市における、認可保育所等の利用にあたっては、就労、出産、疾病・障がい、介護・看護、災害、就学、高齢、求職活動中を認定の要件としております。〇〇様におかれましては、現在お仕事をされていないとのことです。その上で、世帯での基本指数及び調整指数の合計点での選考となります。ただし、求職活動中を要件とした認定期間は仕事を始めるまで(90日を経過する日の属する月の末日まで)となっており、ご就職いただけない場合は退園となりますのでご注意ください。</p> <p>なお、本市の認可保育所においては、無職の方は抽選というような運用は行っておりません。</p> <p>6月1日からの入所申し込みはオンライン手続きにて5月2日までにしていただければ、選考の対象となりますので、ご検討ください。毎月入所の受付は行っていますので、7月以降入所のお申し込みも可能です。</p> <p>基本指数、調整指数など、保育所等利用調整基準につきましては、その時々の社会情勢や雇用・経済情勢を踏まえながら、必要に応じて改正することとしており、現在、調査・検討を進めているところでございます。今回、頂きました多胎児育児に関するご意見、ご要望につきましても、今後の利用調整基準の改正の際の参考意見として頂戴し、室内でも共有した上で、より公平・公正な利用調整ができるよう努めてまいりますので、御理解賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>また、多胎児を育児されているご家庭におきましては、本市でも様々なサポートを実施しております。すこやか親子室の保健師にもお気軽にご相談ください。</p> <p>【参考リンク】 入園総合案内 https://www.city.suita.osaka.jp/kosodate/1018230/1018247/index.html</p> <p>保育所等の空き状況 https://www.city.suita.osaka.jp/kosodate/1018230/1005681.html</p> <p>一時預かり事業 https://www.city.suita.osaka.jp/kosodate/1018219/1018220/1005694.html</p>	保育幼稚園室	R6.4.16	R6.4.30

市民の声と市の回答(分野別:子育て)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
19 保育所等利用調整基準に係る勤続年数加点についての質問	<p>■はじめに 吹田市では、フルタイムの被雇用者で、その他特別な事情がない、おそらく大多数を占めるであろう子育て世帯にとっては、兄弟加点か勤続年数の加点の有無が明暗を分ける状態となっています。ただ、勤続年数加点については既に挙げられているように、目的として不明瞭な点も多く、若い夫婦に対して不利な点や、雇用の流動性を阻害する点など、市民が保育の機会を公平に受ける機会を失っていると考えます。全ての方々同じように保育の機会を受けられるわけではないことは十分承知しておりますが、「ではなぜ勤続年数で判断なのか?」という部分が一番の疑問点になります。過去の市民の声を拝見したところ、既に同様の意見がありましたが、これらについて、いくつか質問させて頂きます。</p> <p>1点目: 勤続年数が長いほど継続して保育所を利用出来ると判断する根拠の開示 担当部署の職員に確認したところ、「吹田市は保育所の継続利用の観点から、勤続年数が長い市民ほど継続して保育所を利用出来る」と判断し加点していると伺いました。これは、勤続年数が短い市民は保育所の継続利用が難しいと判断されているとのことでした。が、これらはどういった根拠でしょうか。数値でお示し頂ければ幸いです。</p> <p>2点目: 若い子育て世帯への考え方 若い夫婦の子育て世帯は勤続年数5年以上を達成するのは、一般的に考えて大変困難であると考えています。また、キャリアアップを図った転職なども若い時期に機会が多いかと思いますが、これらをおそらく阻害しているであろう点について、どのようにお考えでしょうか。</p> <p>3点目: 吹田市の就労に対する考え方についての開示 「吹田市の利用調整基準における就労に対する考え方として、雇用の継続性を重視しており」と過去の回答にありました。が、雇用の流動性ではなく継続性を重視するこれらの考え方は、児童部保育幼稚園室独断の、吹田市の就労への考え方でしょうか。その他、吹田市の就労を担当される部署の考え方でしょうか。或いは、吹田市長の就労の考え方として、雇用の継続性を(流動性よりも)重視されているのでしょうか。また、利用調整基準における就労の考え方と、吹田市のそもそも就労の考え方が完全に一致していないのではないかと見えます。児童福祉法に基づく保育所等の利用調整の取扱いについて(通知)(平成27年2月3日／府政共生第98号／雇児発0203第3号)によれば、利用調整の基本的な考え方については、「児童の必要度の高い順に受け入れることが求められている」と記載がありました。吹田市にこれに基づいて利用調整表を作成していると考えますが、勤続年数が長いほど保育の必要度が高いと判断される背景としては、どのような考え方でしょうか。</p> <p>4点目: 勤続年数の長短で保育の必要度が変わると考える根拠の開示 吹田市の利用調整基準について、市民から質問が出て、はじめに市が定めた項目についての市側の考え方を周知されるという手法を取り戻すように見受けられます。周知の義務などは法令で定められていないでしょうか。また、利用調整基準作成においての吹田市の考え方等は、質問が出るまでは公開しない「予定」であります。基本的な考え方を示している他の自治体も多くありますので、可能であれば吹田市も説明責任を果たして頂いた方が、市政への納得感や質疑応答への手間暇など、パフォーマンスが向上するかと見えます。</p> <p>■おわりに 結論としては、勤続年数加点を廃止していただきたいです。雇用の流動性を高めるよう國も求めていますし、若い子育て世帯も各自治体は応援しています。反面、吹田市の利用調整基準の上では、転職する人間や若い子育て世帯が、実質的に保育を受けられる機会が減ってしまっているというのは、市民としてとても残念ですし、時代錯誤の考え方ではないでしょうか。社会通念に照らし合わせ、納得いく説明を求めます。</p>	<p>質問1 まず、本市の利用調整基準につきましては、その時々の社会情勢や雇用・経済情勢を踏まえながら、必要に応じて改正する必要があると認識しております。現在、調査・検討を進めているところでございます。今回、頂きました御意見につきましても、今後の利用調整基準の改正の際の参考意見として頂戴し、室内でも共有した上で、より公平・公正な利用調整ができるよう努めてまいりますので、御理解賜りますよう、何ぞぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>ご質問いたしております勤続年数による加点を適用した経緯につきましては、それまでの雇用形態による加算制度(正規雇用・非正規雇用の別で指數差を設ける)を廃止したことにより、指數差を出すために雇用の継続性に着目し加点することとしました。</p> <p>2点目: 依然としております勤続年数による加点としましては、次の2点でございます。 ①平成30年10月厚生労働省発表によると、新規大卒就職者の3年内離職率が3割を超え、4年目以降に減少していくこと。 ②労働者派遣法に基づく雇用安定措置が3年間派遣された場合に適用されること、以上2点を踏まえ、3年を目途に一定の雇用の安定性・継続性が見込まれると判断しております。 また、「利用申込時の勤務先での就労実績が5年以上」の根拠としましては、次の2点を根拠としております。 ①勤続年数別の平均離職率は5年以上の常用労働者(パート含む)の場合、5年未満の労働者と比較して大幅に下がること。 ②有期労働契約が通常で5年を超えて繰り返し更新される場合は無期労働契約に転換できること。 以上の2点から、5年を境に継続性がさらに高まり、長期の勤続につながりやすくなると判断しております。以上のことから、一定、勤続年数の長い保護者が保育所の継続利用の可能性が高まるると判断し、加点対象としています。</p> <p>質問2 近年の働き方の多様化や、転職率の高まりなどを鑑みると、現状に相応しい基準であるか検討の余地があると考えます。利用調整基準については、その年の社会情勢や雇用情勢などを踏まえながら、必要に応じて改正する必要があると考えております。昨今の経済・雇用情勢の変化により、保護者の就労形態が多様化し、利用を希望される世帯によって様々な事情がありますので、本市としても、より公平・公正な利用調整ができるよう、引き続き調査・検討を進めてまいります。</p> <p>質問3 利用調整は、保育所等の利用に係る優先度を踏まえて、その利用の調整を行うための位置付けでございますので、就労担当部署の考え方は利用調整基準を定める際に考慮しているところではございません。</p> <p>質問4 勤続年数による加点につきましては、それまでの雇用形態による加算制度(正規雇用・非正規雇用の別で指數差を設ける)を廃止したことにより、指數差を出すために雇用の継続性に着目し加点することとしました。</p> <p>質問5 本市では、平成21年(2009年)3月に「吹田市民の意見の提出に関する条例」を制定してパブリックコメント手続を制度化し、同年7月1日から実施しています。利用調整基準の改正にあたっても、同条例に基づきパブリックコメントを実施しております。パブリックコメント手続と、市の行政機関が、重要な政策等を定めようとする場合に、あらかじめ政策等の案を公表して、その案について広く市民のみなさんからご意見を募集し、お寄せいただいたご意見を考慮した上で最終的な意思決定を行う手続のことをいいます。 今後も利用基準を改正する際には、パブリックコメントを経て意思決定してまいります。</p>	保育幼稚園室	R6.4.2	R6.4.16
20 南千里保育園前駐車禁止道路への南千里保育園保護者送迎車駐車の件統報	<p>3/6に問い合わせた南千里保育園保護者送迎車の統報です。保育園前の違法カラーコーンは撤去されましたが、依然として保護者送迎車は1日30台以上が南千里保育園の駐車禁止区域に駐車しています。南千里保育園から注意があつたためか保育園から見えない桃山台一般住宅前に不法駐車する保護者送迎車も出ています。南千里保育園前の公道を桃山台小学校方面より南千里方面に走行する車や自転車は、保護者送迎車が連なって駐車しているので対向車の確認が必要で対向車がある場合一時停止をしています。反対車線に出ざるを得ない自転車などはとても危険な状態になっています。市民から市に対し何度も連絡しているにもかかわらず、保護者不法駐車による事故が起きた場合、責任は不法駐車をゼロにできず駐車場も設置しない南千里保育園及び吹田市にもあると思います。吹田市におかれましては、南千里保育園から注意喚起した後も保護者送迎車の不法駐車は続いていますので、送迎車用の駐車場設置をお願いします。事故が起きる前に保育園任せにせず吹田市自ら対処をお願いします。</p>	<p>この度、御意見いただきました送迎の路上駐車の件につきまして、前回の御意見を受け、園より保護者に注意喚起を続けており、路上駐車の台数は減ってきている状況でございますが、新年度になり新しい保護者の方も入園されていますので、再度丁寧に路上駐車禁止の旨、説明したところでございます。また今回御指摘いただいた区域にも駐車しないよう、改めて注意喚起を行っております。</p> <p>御意見いただいた送迎車用の駐車場設置することはできませんが、引き続き路上駐車に関して、園との確認を行い、注意喚起を徹底するとともに必要に応じて警察への相談も検討してまいります。</p> <p>今後も、児童及び地域の皆様の安全確保に細心の注意を払ってまいりますので、御理解・御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。</p>	保育幼稚園室	R6.3.29	R6.4.12

市民の声と市の回答(分野別:子育て)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
21 子どものための施設	<p>市長、また市議会の方々は、茨木市にある「おにくる」という施設をご存知ですか？</p> <p>先日、孫一家と出かけ深く感激しました。</p> <p>無料ゾーンだけでも充分遊べ、またその他の公共複合施設(図書館など)も見応えがありました。</p> <p>私は、片山町に住んでいます。このような子ども達が満足できる雨天でも利用できる施設が近隣にありません。</p> <p>市民病院の跡地の計画はどうになっているのでしょうか？</p> <p>ぜひ、子ども達が遊べる「おにくる」のような施設ができることを心から願っております。</p>	<p>子どものための施設について お子さんが雨天でも利用できる施設の設置につきましては、他市の事例を参考に研究して参ります。</p> <p>また、本市では0歳から小学生までのお子さんが無料で雨天でも利用できる児童会館・児童センターを設置しております市内に12か所ございます。片山町に御在住でしたら、朝日が丘児童センターがお近くにございますので、ぜひ御利用いただければと存じます。 (担当:子育て政策室)</p> <p>市民病院の跡地の計画について 当該跡地の活用につきましては、市立吹田市民病院が適切に対応するものであります、売却に要する期間が長期化していることは本市としても認識しております。同病院との協議内容につきましては、今後の公募の実施等に影響を与える恐れがあるため、詳細な情報提供は困難でありますが、適切に売却できるよう、引き続き同病院と連携を図ってまいりますので御理解賜りますようお願いします。 (担当:健康まちづくり室)</p>	子育て政策室、健康まちづくり室	R6.3.29	R6.4.9
22 子供の塾助成について	<p>吹田市報を見ました。今年から塾助成ありがとうございます。ただ、私は3人の子供がいるのですが、ひとり親等ではなかったので対象ではありませんでした。</p> <p>経済的に苦しいのは同じだと思います。不公平に感じてしまいました。どうか多子世帯にもお願いしたいです。</p> <p>大阪市は全ての5年生から対象になっています。吹田市は遅れているように感じます。それこそ経済的理由で子供の学力に差があつてはいけないのではないかでしょうか。ご検討宜しくお願ひします。</p>	<p>本市の子供の習い事費用助成の対象は、生活保護世帯または児童扶養手当受給世帯の小学5年生から中学校3年生までの習い事に係る費用となります。</p> <p>これは、令和4年に実施した「吹田市子供の生活状況調査」において、「経済的な理由で子供を習い事に通わせることができなかつた」と回答した割合が困窮世帯ほど高く、学校外での体験活動について世帯収入による格差が見られたことを踏まえ、助成対象を設定したものです。</p> <p>引き続き、他市の事例等を参考に、すべての子供たちが現在から将来にわたり、生まれ育った環境に左右されることなく、一人ひとりが夢や希望を持てる地域社会の実現に向けた施策の研究に努めてまいります。</p>	子育て政策室	R6.3.27	R6.4.3
23 公立認定子ども園	<p>吹田市は「待機児童〇」ということですが、保育園に全て落ちましたので、公立の認定子ども園に通わせております。</p> <p>吹田市の公立の認定子ども園の預かり時間は8:00～18:00まで、土日祝休み、行事は平日に頻繁にあり、PTAの会議も平日に行われます。</p> <p>全くフルタイム勤務に対応できているとは思えません。両親どちらかがパートか時短勤務をしているという設定でしょうか？</p> <p>平日に頻繁に休みが取れる職場であるという前提でしょうか？</p> <p>保育園より預かり時間が短い理由は何でしょうか？</p> <p>「幼稚園を子ども園にした、待機児童の問題は解消した」ということにせず、改善されるべきものと思います。</p>	<p>本市の公立幼稚園型認定こども園は、3歳児待機児対策として既存の公立幼稚園が移行し、運営を開始した施設であり、多様な生活様式の御家庭がある中、働き方も多様化しているところ、土曜日の勤務がない、8時～18時の10時間開園の中で、一定の保育ニーズに対応するものとして設置しているところでございます。その中で勤務される方のご利用を前提としています。</p> <p>また、行事につきましては、各園で保護者の就労状況等から検討しているものと考えておりますが、改めて多くの方が参加できる日程となるよう各園に周知してまいります。</p> <p>なお、PTA活動につきましては、任意の団体となっておりますことから、活動日の指導等を行うことは困難ですが、いただきました御意見につきましては、各園へ周知してまいります。</p>	保育幼稚園室	R6.3.11	R6.3.25

市民の声と市の回答(分野別:子育て)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
24	吹田市立南千里保育園前の中日駐車禁止カラーコーン除去及び保護者送迎車禁止徹底	<p>吹田市立南千里保育園の前に、南千里保育園が午前7時から午後9時まで駐車禁止カラーコーンを幅70mに渡り7個設置しています。これは道交法に違反していないか吹田市は確認していますか。カラーコーン設置には警察署長の許可が必要ですが、許可は取っていますか。仮に許可があっても道路を通行する自転車がカラーコーンにぶつかりそうになり大変危険なため、吹田市はカラーコーンの設置を止めるよう南千里保育園を指導して下さい。南千里保育園前には、保護者送迎車が月曜日から金曜日まで毎日1日延50台以上駐車違反を繰り返しています。駐車台数が多く自転車及び自動車が通行できないこともあります。昨年11月には地域住民による警察への通報により警察が保育園前に来て取り締まりがありました。その後も駐車違反は常態化しています。吹田市は、保育園が日中設置しているカラーコーンの除去と南千里保育園保護者送迎車撲滅をお願いします。保護者送迎車駐車を認めるのであれば、吹田市が送迎車用の駐車場を確保する必要があると思われますが吹田市の見解を教えて頂きますようお願いします。</p>	<p>この度、御意見いただきました件につきまして、当該園に状況を確認しましたところ、送迎の路上駐車が相次ぐ状況がありましたことから、駐車禁止の注意喚起の一つとして一部時間帯においてカラーコーンの設置を行っておりました。御指摘いただいた状況を踏まえ、交通の妨げとなるようカラーコーンの設置を取り止めるとともに、改めて周辺道路への駐停車をすることがないよう当該園から注意喚起を行います。</p> <p>引き続き、園との確認を行い、注意喚起を徹底し、児童及び地域の皆様の安全確保に細心の注意を払ってまいりますので、御理解・御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。</p>	保育幼稚園室	R6.3.6	R6.3.19
25	続-93-2。こども発達支援センターの屋根に草(高さ約1m)が何本も生えています。	<p>2月14日に投稿で、2月15日に回答を頂きました。「毎年、建築設備点検を実施しており。屋根の外観は点検対象ではないため、点検業者からの指摘はありませんでしたが、すぐに除草対応を行いました。」</p> <p>・個人的な考えですが、毎年点検をされているとの事ですが、屋根については、点検対象外との事。</p> <p>Q:毎年の定期点検以外の施設の安全確認が必要と考えます。</p> <p>⇒極論ですが毎年点検の日だけが異常が無いだけで、翌日に地震や台風(飛来物)などによる異常が生じた場合の施設の安全が確認されない事になります。</p> <p>・元日に能登半島で巨大な地震があり、吹田市は震度4です。震度4は吹田市では、対策本部の設置…となっており施設の点検が必要なレベルだと思います。</p> <p>⇒添付画像。能登地震(1月1日)。大阪府北部(吹田市)震度-4。</p> <p>・現場は、日常での通行でも明らかに発見できます。⇒添付画像-2(除草前後)</p> <p>※多くの園児や職員の安全を守るためにも、また再発防止や施設の異常発見時の早期手配など、危機管理意識が必要。</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>前回のご回答が分かりにくく、申し訳ありませんでした。</p> <p>事業者による建築設備点検は毎年1回の実施ですが、施設管理を行う職員が、日々の業務を通じて目視による点検を行っています。</p> <p>故障箇所があれば、適宜対応してまいりましたが、屋根の外観は気づかなかったため、先日のご指摘を受けてすぐに対応いたしました。</p> <p>今後も適切な施設管理に努めてまいります。</p>	こども発達支援センター	R6.2.26	R6.2.28

市民の声と市の回答(分野別:子育て)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
26 保育園入所申込について	<p>夫婦ともに正社員フルタイム勤務ですが保育園に落選しました。急ぎ小規模や認可外等を探していますが、岸部近辺は小規模、認可外が少なく空きもありません。最近はこの辺りも新しいマンションや戸建てが増え、子どもの数がかなり増えてきています。近く、この辺りに新しく保育園を増やしたり、各保育園の定員を増やす等の予定はあるのでしょうか?また、見学の際、保育士の方に聞いたのですが、令和6年度4月の申込が例年おおよそ3000のところ3300超だったと聞きました。300の受け皿はどう対応される予定でしょうか?育休期間も限りがありますし、現状ですと保育園に入れるかとても不安な毎日です。</p> <p>また、勤続年数での加点はどういった意図があるのでしょうか?近年転職等よくある話ですが、転職したことで不利になるとは思いませんでした。正社員として働いていますし、そもそも子どもの保育園にはあまり関係がないように思います。今後、加点項目の見直しをご検討願います。</p>	<p>この度は、御希望の施設利用が叶わず、御負担をお掛けいたしております。</p> <p>まず、保育の確保方策については、人口推移、利用申込などの状況から必要と見込まれる保育提供量を想定し、整備計画に基づき、保育施設の整備などを計画的に進めております。お住いの地域(岸部・片山地域)については、未就学児の人口は減少していることから、現在策定しております令和2年度から令和6年度までの整備計画においては、新たな保育施設の整備計画はございません。なお、令和7年度からの整備計画の策定に当たりましては、今後のニーズ調査の結果等も踏まえ、必要な整備量の確保について、適切に対応してまいります。</p> <p>次に、従来からの本市の利用調整基準における就労に対する考え方として、雇用の継続性を重視しており、その点を踏まえた形で利用申込時の勤務先での就労実績による加点項目を新たに設けておりますが、利用調整基準につきましては、その時々の社会情勢や雇用・経済情勢を踏まえながら、必要に応じて改正する必要があると認識しております。今回、頂戴しました御意見につきましては、今後の利用調整基準の改正の際の参考意見として頂戴し、室内でも共有させていただきますので、御理解賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。</p>	保育幼稚園室	R6.2.5	R6.2.15
27 続-93。こども発達支援センターの屋根に草(高さ約1m)が何本も生えています。	<p>屋根が損傷しないうちに、除草が必要。草の根っこは強力です。 ⇒添付画像。(地表・高所から撮影) Q:施設の外観の点検頻度、直近の点検月日を教えて下さい。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>吹田市立こども発達支援センターは、毎年、建築基準法に基づく建築設備点検を実施しており、今年度の点検日は7月9日です。</p> <p>屋根の外観は点検対象ではないため、点検業者からの指摘はありませんでしたが、今回のお声をいただき、すぐに除草対応を行いました。</p>	こども発達支援センター	R6.2.14	R6.2.15

市民の声と市の回答(分野別:子育て)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
28 保育園の利用調整基準について	<p>○保育園の利用調整基準の「自営業で、かつ就労拠点が居宅内の保護者」が-2点される項目について見直しを求めます。</p> <p>本件は電話で担当者にも申し上げましたが「ご意見いただければ検討する」とのことと、電話でのお話で今年度(来年度?)に必ず検討するとのご回答が得られなかつたため、正式に意見として提出させていただきます。</p> <p>なお、検討の際は少なくとも以下の点をご考慮ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナにより在宅勤務が増えたことを理由に、通勤時間が1時間以上である場合の加点を廃止したこと ・会社員であっても、ほとんど出勤することなく在宅で勤務を行う人が存在すること ・就労拠点(事務所)が自宅内であっても、実際に仕事に費やす時間の多くが事務所外である場合があること ・時間を裁量して屋間の時間を確保することが可能であっても、仕事や収入が減ること、代わりとして夜中や休日に仕事を行いQOLに大きな影響があること <p>○電話で当方の点数をお伺いした際、選考時に市が気づいていなかった加点のミスが発覚しました。</p> <p>たまたま当方の結果に影響はありませんでしたが、今後の対策をどのように実施するのか示してください。</p> <p>なお、申込みの際に保護者から利用基準点を申告することも有効と考えます。</p>	<p>本市の保育所等利用調整基準におきましては、就労要件の場合、主に就労の継続性、拘束性、融通性等を勘案して指數を設定しているため、居宅内労働につきましては、現時点では減点項目を設けておりますが、利用調整基準につきましては、その時々の社会情勢や雇用・経済情勢を踏まえながら、必要に応じて改正する必要があると認識しております。今回、頂きました御意見につきましては、今後の利用調整基準の改正の際の参考意見として頂戴し、室内でも共有させていただきますので、御理解賜りますよう、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>また、指數につきましては、御提出いただいた保育が必要な理由を証明する書類(勤務(内定)証明書等)を基に、雇用形態や給与体系、雇用主との関係などを考慮し、総合的に判定しております。これまで記載内容の見落としや入力ミスを防ぐため、担当者による確認作業を実施してまいりましたが、改めて確認作業の手順を再確認するとともに、複数人での確認作業を徹底してまいりますので、よろしくお願いいたします。</p>	保育幼稚園室	R6.1.29	R6.2.5
29 相談時のプライバシー確保の改善要望	<p>保育幼稚園室で要配慮保育の面談中、同じ部屋に別の保護者が入室し面談を開始しました。私にはその保護者の顔が判別でき、始まった会話も聞こえる状態でした。</p> <p>会話内容はもちろん、「誰が対象なのか」もプライバシーに深く踏み込んだ情報です。よって、このように面談場所を重ねることはあり得ないと考えます。お忙しい業務だとは思いますが、1人1部屋を確保するか、場所の確保が出来ない場合は日程を伸ばしてご対応ください。</p> <p>当日は場所を変えていただき、配慮不足についてご担当者様から謝罪がありました。今後再発させず、確実にプライバシーを確保していただき、改めてお送りする次第です。</p>	<p>12月に実施させて頂きました要配慮保育の面接においては、こちらの配慮不足により、大変御迷惑をおかけし申し訳ございませんでした。面接の日時に関しては、保護者様からの御希望を反映できるように実施しておりましたが、お知り合いの方と重なった時間に御案内してしまったことに関しては、こちらが十分に確認し配慮すべきことありました。要配慮保育の面接は配慮すべき内容が多く含まれておりますので、今後の面接の実施方法を十分に検討し、すべての方に安心して面接を受けて頂けるように取り組んで参りたいと思います。</p>	保育幼稚園室	R5.12.27	R5.12.28

市民の声と市の回答(分野別:子育て)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
30 保育園の利用調整基準について(改善要望)	<p>来年、3人目を出産予定で保育園の入園を希望しています。3人目が入所希望を出す頃には上の子供2人は小学校1年生と2年生になりますが、同じ兄弟でも保育園利用児がいる場合には8点加点されるのに、吹田市立留守家庭児童育成室を利用する幼い児童がいる家庭であっても利用調整ポイントが1点しか加点されないのは何故ですか？5年生以上の小学生の場合は1人で留守番ができたり理解できますが、せめて吹田市立留守家庭児童育成室を利用する小学生がいる家庭は、保育園児と同じく8点の加点にしてもらえないでしょうか？仕事復帰したくとも、点数が足りなく激戦区のため、仕事復帰ができません。</p> <p>24年度から2人目以降は0歳児から保育料無償化にしてくださったことで、4月の一斉申し込みの人数が例年の倍以上になっていると聞きました。仕事復帰を希望している保育園が必要な人が、今まで以上に希望の保育園に入れなくなると危惧しています。</p> <p>どうか、小学生以上の兄弟の加点方法の見直しをお願いいたします。</p>	<p>本市の保育所等利用調整基準におけるきょうだい在園・同時申込加点(+8点)の趣旨は、就労中等の保護者の負担が大きい、「在園児(申込児)とのきょうだい分園」の回避を目的としていることから、加点の適用範囲を保育所等の利用調整の及ぶ範囲に設定しております。そのため、留守家庭児童育成室を利用されている方も含めた小学校6年生までのきょうだいがいる場合と、加点において差を設けております。</p> <p>利用調整基準につきましては、その時々の社会情勢や雇用・経済情勢を踏まえながら、必要に応じて改正する必要があると認識しております。今回、頂きました御意見につきましては、今後の利用調整基準の改正の際の参考意見として頂戴し、室内でも共有した上で、より公平・公正な利用調整ができるよう、引き続き調査・検討を進めてまいりますので、御理解賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。</p>	保育幼稚園室	R5.12.18	R5.12.26
31 児童部子育て給付課の対応について	<p>1.児童扶養手当現況届未提出のお知らせが届きました。 あて先の住所氏名の下段に〇〇様と個人名が記載されていたので個人宛の文章と理解しています。その内容の中に令和6年1月期以降の支払いを一時差し止めますという文言ありました。現在私は手当は支給されていません。「各位」なら該当する、しないがあるのはわかりますが個人宛の文章でなぜもらっていない手当がさも支給されているかのように記載されているのでしょうか。またその件を電話で確認したところ、この文章は国が作成しているので自分たちには責任はないという回答でした。そもそも現況届の申請は義務なのでしょうか。申請するしないはこれらの意思かと思っていたので申請していません。そしてさらにその電話が途中で切れた(切れたのか切ったのかはわかりませんが)のですが、時間外でこちらからかけれないのをいいことに折り返しの電話がかかってきました。</p> <p>2.奨学金の申請について 以前、奨学金の申請でアポをとりお伺いした際、突然来庁したわけではないにも関わらずサンダル履き、手は10本すべて色の違うマニキュアで対応されました。さらに当時すでに離婚して10年以上経過しているにもかかわらず離婚理由を尋ねられました。</p> <p>奨学金の申請に10年以上前の離婚理由がなぜ必要なのか理解できません。しかも子どもも同席なのに。困っている人の対応とはとても思えませんし、キラキラのマニキュアで対応され、神経を逆なでされているのでしょうか。</p> <p>上記の対応に対して、納得のいくご説明をお願いします。</p>	<p>この度は、児童扶養手当等の手続きに係る当課職員の対応により、御不快な思いをさせてしまいお詫び申し上げます。</p> <p>1.児童扶養手当現況届未提出のお知らせが届きました。 児童扶養手当の現況届につきましては、児童扶養手当法施行規則第4条に「受給者(全部支給停止者を含む)は現況届を毎年提出しなければならない。」と定めがあり、未提出の方には国の通知に基づいた督促文書を送付いたしております。なお、新たな年度(令和5年度)の手当支給額は現況届を御提出いただいた後に前年所得に基づき審査するものでございます。</p> <p>御指摘の文言につきましては、令和5年度(令和5年11月から令和6年10月分)において手当の支給が発生する方であっても、期限までに現況届の御提出がない場合は、令和5年度の初回支給月である令和6年1月期分以降の支払を一時的に差止めすることを教示しているものであり、現在の児童扶養手当の支給状況に関係なく送付させていただいております。</p> <p>また、電話の件につきましては、御説明の途中に電話が不通となりましたのを、お切りになられたものと思い、折り返し電話を控えたことにより御不快な思いをさせてしまい申し訳ございませんでした。</p> <p>2.奨学金の申請について 当時の対応において御不快な思いをさせてしまい申し訳ございませんでした。以前のこととなりますため詳細はわかりかねますが、母子父子寡婦福祉資金の貸付の際には、その必要性を確認するためにひとり親になられてからの生活状況等を聞き取りさせていただいております。また、聞き取りの中で個々の状況に応じて必要な情報提供などに努めているところでございます。</p> <p>職員の身だしなみにつきましては、日頃から来庁された方に不快感を与えないよう指導しているところではございますが、この度の御意見を受け、改めて身だしなみと接遇について指導いたしました。</p>	子育て給付課	R5.11.30	R5.12.14

市民の声と市の回答(分野別:子育て)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
32 職員の伝達ミス	保育園の新年度申込年月の締切について、窓口で間違った日程を回答されたため締切に間に合わなかった。後日電話してその旨お伝えしたところ、絶対言っていない一点張り。特にファーストコンタクトの方は、横柄な態度、名前を聞いてもなかなか名乗らず。その後、別の人と話を詰めて行くと応援の人もいたので曖昧な答えで、最後は担当者本人が覚えていたらという回答。誠意も感じない上に、あくまでこちら側の誤認という姿勢を崩されなかつたことが非常に残念です。	はじめに、電話対応時に不快な思いをさせてしまったことにつきまして、心よりお詫び申し上げます。今後の丁寧な電話対応について、改めて室内で周知徹底を図ってまいります。 また、窓口対応につきましても、引き続き、市民の方に誤解を招くことがないよう、丁寧な対応に努めてまいります。	保育幼稚園室	R5.10.27	R5.11.9
33 続-67。『令和5年度上半期分(4月～9月分)の申込受付を開始しました』の改善要望	10月2日掲出の市HPタイトル『令和5年度上半期分(4月～9月分)の申込受付を開始しました』の改善要望。 ⇒このタイトルでは、対象者が誰なのかが分かりません。 ・保育幼稚園室は、タイトルに具体性をもたせて対象者に分かり易く、また申請漏れが無いような周知方法が必要。加えて、Hpに掲出後の確認をされたし。 ・市民に無駄なクリックをさせないためにも…。 ⇒[仮案]「保育士サポート給付金。令和5年度上半期分(4月～9月分)の申込受付を開始。【10月20日(金)締切】」 ※広報課へ供覧願います。※市民総務室の方へ、「供覧先への転送でお手数をお掛けしております。」	ホームページ(トップ画面)の新着情報欄の表記につきまして、ご指摘のとおり不十分な点がございましたことをお詫び申し上げます。今後は、対象者や更新内容が判別しやすい記載へと改めてまいります。	保育幼稚園室	R5.10.13	R5.10.25
34 海外出産つきまして	海外での里帰り出産につきまして、私は日本人かつ日本国籍ですが、妻はベトナム人かつベトナム国籍です。 子供は現在1人年中(5歳)、ベトナムにて2人目の子供を出産予定です。 1年間ベトナムで過ごす予定で、私は行かず子供と妻だけで行きますが、どのような事が問題になりますでしょうか? 海外での出産について全般ご質問です。 1. 出産一時金 2. 出産届(大使館宛郵送でも可であってますか?) まして、私は日本人かつ日本国籍ですが、妻はベトナム人かつベトナム国籍です。 子供は現在1人年中(5歳)、ベトナムにて2人目の子供を出産予定です。 1年間ベトナムで過ごす予定で、私は行かず子供と妻だけで行きますが、どのような事が問題になりますでしょうか? 海外での出産について全般ご質問です。 1. 出産一時金 2. 出産届(3か月以内大使館宛郵送でも可であってますか?) 3. その他想定されるようなことは何かありますか?	<p>出産届について ベトナムでの出生届については在ベトナム日本大使館へのお届けができるが、郵送で受付をしているかどうかは大使館にお問合せください必要がございます。届出期間はお子様が生まれた日から3ヶ月以内です。</p> <p>お子様は日本国籍とベトナム国籍の重国籍者となりますが、20歳までにどちらかの国籍を選択する必要があります。この国籍選択にあたり、日本国籍を選択したい場合は、国籍留保の届出をしておく必要があります。国籍留保の届出期間は出生届と同じお子様が生まれた日から3ヶ月以内です。国籍留保の届出は出生届と一緒にしていただくことができます。具体的には、出生届のその他欄に「日本国籍を留保する。」の記載及びその横にお父様又はお母様の御署名をしていただくことになります。この署名は出生届の届出人欄の署名とは別に必要となります。</p> <p>(担当:市民課)</p> <p>出産一時金について 出産育児一時金制度は公的医療保険(健康保険、共済など)から出産時に一定の金額が支給される制度です。詳しくは加入されている健康保険へお問合せください。 それは別に吹田市では、伴走型相談支援と経済的支援を一体とした出産・子育て応援事業を実施しています。 その一つに子育て応援ギフト(5万円相当)の給付があります。 出産後、面談を約し、面談を受けていただきましたら、申請用のQRコードをお渡しますので、そちらから申請してください。 ※面談について、原則、お子様の住民票があり、居住実態のある自治体で実施するため、帰国されてから受けてしまふことがあります。 ※ギフトについて、現在吹田市では、現金による給付を行っていますが、今後ギフト券等に代わる可能性があります。御留意ください。 ※申請期限については、お子様が3歳に達する日の前日までに限ります。</p> <p>(担当:母子保健課)</p> <p>その他想定されることについて 【お一人目のお子様について】 出生後、お子様がベトナムから帰国し、吹田市に住民登録をされましたら ①児童手当額改定請求(増額) (吹田市に住民登録をした翌日から15日以内) ②子ども医療交付申請 (吹田市に住民登録をした日から3ヶ月以内・対象のお子様の保険証が必要です) をお手続きください。 【お一人目のお子様について】 お母様とベトナムに行かれる際に住民票の海外転出届をされる場合は、現在の児童手当と子ども医療証の資格が転出予定期をもって喪失しますので、帰国の際には上記と同様(児童手当については、児童手当認定請求)のお手続きが必要となります。 (担当:子育て給付課)</p> <p>予防接種について、第一子、5歳のお子さんは、日本脳炎ワクチン第一期追加がまだであれば、日本脳炎ワクチンの対象は7歳6か月未満であるため、まだ吹田市にいらっしゃるのであれば、接種してから渡航されることをお勧めします。 第二子のおさんは吹田市に住民票が入り次第、予防接種に関する案内が届きますので御確認ください。不明点は住民登録完了後に再度お問合せください。 (担当:地域保健課)</p>	市民課、子育て給付課、母子保健課、地域保健課	R5.7.13	R5.7.24

市民の声と市の回答(分野別:子育て)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
35 病児保育について	<p>1歳の娘が保育園に通っていますが、よく熱を出でて病児保育を利用しています。</p> <p>前日の夕方にお熱が出たら、空いている近くの病院に連れていく、医師連絡票を書いてもらっています。</p> <p>しかし、夜に熱が出た場合、病院が空いてないので、最近往診アプリを使って家にきてもらいました。そのお医者様に医師連絡票も書いてもらいましたが、その方が豊中市の方だったので、翌朝病児保育に連れて行つたところ、受理できないと言われ、再度病児保育の提携の病院の開院を待つて、翌朝に診察を受けました。</p> <p>医師連絡票を吹田市に限定されている理由はなんなんでしょうか？医師であればどこの市でも同じだと思いますが、なぜ吹田市でないとダメなのでしょうか？</p> <p>いくつかの往診アプリの方に吹田市の提携してお医者様はいるかと聞きましたが、今のところ吹田市のお医者様と提携されているアプリは見つかっておりません。</p> <p>朝、病院が空いて診察を受けてからになると仕事の始業に1時間以上遅れてしまします。吹田市以外のお医者様の医師連絡票でも、受け入れてもらえるようにしてほしいです。よろしくお願ひします。</p>	<p>吹田市病児・病後児保育事業を御利用いただく際は、御指摘いたいたように吹田市内の医療機関で医師連絡票を御記入いただくようお願いしているところです。</p> <p>その理由としては、吹田市病児・病後児保育室での受入れが可能な病状かどうかを御理解いただいた上で記載いただくものであること、及び医師連絡票の記入に当たって保護者様に自己負担金が発生しないように制度を構築しているためです。</p> <p>この度は貴重な御意見をいただきありがとうございます。</p> <p>今後の吹田市病児・病後児保育事業の検討にあたり、参考とさせていただきたいと存じます。</p>	保育幼稚園室	R5.6.9	R5.6.26
36 保育園の入園に関する加点について	<p>保育士が子どもを保育園に入園させる場合の加点についてです。</p> <p>3歳から入園する場合、保育士の子どもには12点、認可外に半年以上通っていた場合でも14点しかつきません。</p> <p>しかし小規模保育園から、3歳からも通える園に転園する場合は16点ももらえます。</p> <p>子どもを預けて働くうと思いますが、保育園に通わせられないと難しいです。</p> <p>点数がいくらなんでも低すぎるんじゃないでしょうか。</p> <p>昨年度の3歳児の子が最低でも入れた点数を見たら98点、108点と高すぎです。</p> <p>フルタイムで両親が働いても80点。プラス保育士で92点…足りません。お隣の茨木市では保育士の子どもは最優先で入れるようです。真似してみたいかがでしょうか。</p> <p>そして保育士の補助金制度を始められたみたいですが、こちらの点数制度を改善されるのが先ではないでしょうか。</p>	<p>保育士確保策の一環として、平成29年度から保育所等利用申し込みにおいて、保護者が吹田市内の保育所等に勤務する保育士、保育教諭、看護師である場合、利用調整基準に加点を設け、優先的に利用できるよう設定いたしております。同加点につきましては、近隣市の状況や本市利用調整基準上の他の指数との均衡も図り、設定したのですが、利用調整基準の内容や指数の在り方につきましては、その時々の社会情勢などに鑑み、必要に応じて改正する必要があると認識いたしております。</p> <p>今回の保育士加点に係る御意見につきましては、今後の利用調整基準の改正の際の参考意見として頂戴し、より公平・公正な利用調整の実現に向け、引き続き調査・検討を進めてまいりますので、御理解賜りますよう、何とぞよろしくお願ひいたします。</p>	保育幼稚園室	R5.5.15	R5.5.26

市民の声と市の回答(分野別:子育て)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
37 のびのびプラザの利用手続きと安全性について	<p>のびのび子育てプラザの利用する際に、毎度フルネームと住所を記入しないと利用出来ません。子供の遊び場として頻繁に利用するのに、紙に鉛筆で毎回記入して入館する方式です。フルネームと地区名だけでも個人が特定される情報になり得ます。その後の管理や処分が徹底されているのかも不明です。児童センター(西児童センターや北千里)などでは、カードでの入館なので、カード方式に出来ないですか?</p> <p>相談窓口も併設しているのが理由であれば、子供の遊びの利用はカードで、その他は窓口に案内するでいいのではないかと思うんですが。</p> <p>子供が乳幼児～未就学児の一定の時期ですが、頻繁に利用される方も多いので、とても不便に思います。</p> <p>また、同じくのびのびプラザで、一時保育で利用した際、お迎えで子供がすでに泣いていたので、理由を聞くと足を滑らせて後頭部を打ったということでした。歩き始めたばかりの幼児なので仕方ないとは思いましたが、そもそも一時保育する部屋の床が滑りやすく硬すぎだと思います。</p> <p>特に月齢がバラバラの子供が同時に小さい部屋にいるので、滑って転んでも大丈夫な安全な作りにした方が安心出来ると思います。今の時代、安価で簡単に撥水マットなど敷いたり、そいつたことが出来るのにしないのは、誰のためなのか不思議に思います。同じように、ひろばの奥の赤ちゃんコーナーの床も硬くて滑りやすく、転んでる子を見かけます。危ないので、どうにかした方が良いと思います。安心して子育てする支援、子供のための場所と表記している場所なら、改善して欲しいです。</p>	<p>毎回の来館時、カードのご記入ありがとうございます。</p> <p>来館者カードに関しては、当日、氏名等の記載以外にも利用される方の健康状態やご利用内容のご確認をさせていただいているものとなっています。コロナ禍においてはたくさんの項目の記入をお願いしておりますが、5月8日以降は不要となる項目は削除し、簡素化してまいります。</p> <p>来館者カードの管理や処分に関しては、本市規定に基づき、適切に保管及び廃棄を行っています。</p> <p>部屋の床につきましては、一時預かり保育の部屋とひろばの奥の赤ちゃんコーナーの床はコルクの床となっており、多少の衝撃は吸収する構造となっております。ござやマットを敷き詰めていた時もありましたが、赤ちゃんのよだれなど、衛生面において管理が難しく、元に戻したという経過がございます。</p>	のびのび子育て プラザ	R5.5.1	R5.5.10
38 母子家庭なのに兄弟保育園別々について	<p>母子家庭で県外から越してきて、現在フルタイムの正社員で土曜も出勤があります。</p> <p>が、5月の保育園入所の通知が、兄弟別々の園の入所できました。吹田市の保育園入所問い合わせに電話したら、男性の担当が話を伺ってくれ5分以上保留にされたあと、別の男性から、もう決まっていることだから5月は別々に入れて転出して6月同じところに希望だして入れたらいいねと言われました。</p> <p>母子家庭なのに別々ってどういうことですか？</p> <p>下の子が受けた保育園は第二希望の保育園ですが、そちらには上の子の通知はきておらず、きてたら入れると言われました。それを問い合わせて説明しても、市が枠を決めてるの一点ばかり。私もわからず電話を一旦きましたが、おかしいと思います。</p> <p>きちんとした誠意ある対応していただけないでしょうか。ご回答よろしくお願いします。</p>	<p>きょうだい同時入所選考に当たっては、利用申込の際に選考方法を保護者の方から確認させていただき、その内容に基づき利用調整を行っており、きょうだいが同時に同じ保育所に入所ができない場合は、きょうだいそれぞれの希望順位に沿って入所可能な保育所に入所いただくこともあります。きょうだいで分園となり、通園等でご負担をお掛けすることになりますが、今回の入室決定につきましては、御希望いただきました園の利用状況等を踏まえたものでございますので、何とぞ御理解賜りますよう、よろしくお願ひいたします。なお、各園の入所人数については、毎月、各園と本市で調整の上、適切に決定しているものと認識いたしております。</p>	保育幼稚園室	R5.4.25	R5.5.8

市民の声と市の回答(分野別:子育て)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
39 保育所等利用調整基準表の項目(就労実績)の合理性について	<p>保育所等利用調整基準の点数に関して、ご質問したくご連絡させていただきました。</p> <p>利用申込時の勤務先での就労実績が利用希望日時点から起算して3年以上の場合 +1</p> <p>利用申込時の勤務先での就労実績が利用希望日時点から起算して5年以上の場合 +2</p> <p>という項目がありますが、こちらの項目が保育の公平性を欠いており、判断基準に疑問を感じております。</p> <p>1.自身のスキルアップのためや家庭の事情により転職するなど、近年転職はより生活を良くするための手段であり、1つの会社に長く勤めることが優位ではありません。しかし、上記のような項目が保育園に入りやすい差をつけております。</p> <p>なぜ雇用の継続が重視され、勤続年数が長いほど加点対象となるのか、明確な理由を教えていただけますでしょうか。</p> <p>2.転職は昨今の社会情勢や雇用情勢を踏まえても一般的であり、当然否定されたり、差をつけるものではありません。</p> <p>数年前にこのような加点項目を追加したということですが、引き続き令和5年度や令和6年度(予定されるのであれば)もこの項目を入れ続ける理由を教えていただけますでしょうか。</p> <p>3.社会貢献度という観点から、就労実績が長いほど加点されるのであれば、現在の勤務している会社に限定されるのではなく、過去の勤務実績も考慮するべきです。現在の勤務先のみの就労実績を基準としている明確な理由を教えていただけますでしょうか？</p>	<p>本市の保育所等利用調整基準につきましては、働き方の多様化や近隣他市の利用調整状況、また皆様からの様々な御意見を参考に、令和2年度から雇用型勤務における正社員・契約社員・派遣社員・パートなどの雇用形態による指數差を廃止し、就労日数及び時間による指數とした。</p> <p>あわせまして、従来からの本市の利用調整基準における就労に対する考え方として、雇用の継続性を重視しており、その点を踏まえた形で利用申込時の勤務先での就労実績による加点項目を新たに設けました。</p> <p>利用調整基準につきましては、その時々の社会情勢や雇用・経済情勢を踏まえながら、必要に応じて改正する必要があると認識しております。令和5年度以降の利用調整基準につきましては、現時点では改正の予定はございませんが、今回、〇〇様より頂きました御意見につきましては、今後の利用調整基準の改正の際の参考意見として頂戴し、室内でも共有した上で、より公平・公正な利用調整ができるよう、引き続き調査・検討を進めてまいりますので、御理解賜りますよう、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。</p>	保育幼稚園室	R5.4.28	R5.5.8
40 保育施設の利用調整(転所)について	<p>両親ともフルタイム共働きで、就労(月120時間以上)の保育標準時間認定を受けたものの、開所時間は、保育標準時間よりも短い午前8時から午後6時である公立の認定こども園(幼稚園型)にしか入所が叶いませんでした。しかし、育児休業を延長することもできない年齢であるため、やむを得ず入所しました。</p> <p>保育標準時間分の保育が必要だと市が認定したにもかかわらず、それだけの保育サービスを享受できない状況はおかしいと思います。きちんと認定された時間分、預けることのできる施設への転所が叶うよう、開所時間が認定を受けた保育必要量を満たさない園からの転所については、加点をお願いできませんか？短時間勤務をせざるを得ず、仕事と育児の両立が難しい状況です。</p> <p>そもそも調整指数として、「在園中の認定こども園、保育所に利用申込をする場合」は16点加算されるにも拘らず、転所に係る加点がない現在のルールに疑問を感じます。第15希望まで記入してなんとか入れた園と相性が悪かったということだってあると思います。調整が大変になる等ご事情はありますかもしれませんが、既に保育の必要がある状態の子供が、大人の事情で合わない園に通い続けなければならない状況は改善いただきたいです。</p>	<p>本市の保育所等利用調整基準における転所希望申込児童に係る調整指数につきましては、現時点では「自宅から直線距離で2km以上離れている園からより近くの園への転所を希望する場合」のみに適用することといたしておりますが、利用調整基準の内容につきましては、その時々の社会情勢などに鑑み、必要に応じて改正する必要があると認識いたしております。</p> <p>今回の転所加点に係る御意見につきましては、今後の利用調整基準の改正の際の参考意見として頂戴し、より公平・公正な利用調整の実現に向け、引き続き調査・検討を進めてまいりますので、御理解賜りますよう、何とぞよろしくお願ひいたします。</p>	保育幼稚園室	R5.4.13	R5.4.17

市民の声と市の回答(分野別:子育て)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
41 続-3。吹田市HPの改善要望	<p>3月31日に掲出の「中間年の見直しによる第2期吹田市子ども・子育て支援事業計画の一部変更案に係る意見提出手続の実施について」の疑問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サイトの内容は、意見募集は現在終了しています…であり、内容は「提出された意見と市の考え方」の結果報告です。 ⇒タイトル(案)、「(前略)支援事業計画の一部変更案に係る報告。提出意見と市の考え方」にされたら良いかと思います。 ・昨年9月頃にHPの改善要望を数十件投稿していますが、殆ど改善されていません。 ⇒市のHP担当部所からは、マニュアルが有ります…との回答でしたが、今回の事案についてはマニュアルに記載されていますか？ ⇒マニュアルに記載されているのであれば、再徹底を。マニュアルに記載されていないのであれば、マニュアルの充実化を願います。 	<p>当該ページへの御意見について 貴重な御意見ありがとうございます。ホームページのタイトルを「中間年の見直しによる第2期吹田市子ども・子育て支援事業計画の一部変更案」と修正させていただきます。 いただきました御意見を参考にしながら、今後も市民の皆様に御覧いただきやすいホームページとなるように努めてまいります。 (担当:子育て政策室)</p> <p>吹田市HP操作マニュアル等の充実化について HPにつきましては、「吹田市ホームページ運用ガイドライン」に基づき、運用しております。御意見を賜りましたページタイトルにつきましても、ページの主題がわかる具体的なページタイトルにする等の記載をしています。 また、広報課では定期的に掲載ページの点検を行っており、不備等がありましたら修正するよう担当部署に助言や指導を行っており、引き続き見やすくてわかりやすいHPの運営に努めてまいります。 (担当:広報課)</p>	広報課、子育て政策室	R5.4.3	R5.4.14
42 保育料について	<p>現在双子妊娠中です。2024年度4月から保育園入園を希望していますが、保育料が高過ぎると感じています。</p> <p>歳の差がある兄妹児の場合は上の子が無償化の対象になるなど多少負担は少なになりますが、多胎児の場合は2人で月10万円ほどの保育料を丸3年納めることとなり、負担が大き過ぎます。</p> <p>では働く自宅保育すれば、というご意見もあるかもですが将来的に掛かってくる教育費の負担を考えると仕事を辞める選択肢はありません。</p> <p>0～2歳までの保育料を無償化する自治体も出てくる中、吹田市も保育料軽減するなり対策して欲しいです。</p>	<p>保育所につきましては、保護者世帯の所得(世帯の市民税所得割額の合計額)の状況に基づき保育料を決定しておりますが、無償化されていない2歳児以下の児童の保育料につきましても、市独自の取組として保育料を国基準の7割程度に軽減しているところでございます。</p> <p>各自治体における保育料につきましては、市としても情報把握に努めているところですが、市独自に保育料を軽減するためには、減額される保育料を補うために多額の費用が必要となりますので、今後の吹田市の各種子育て施策や実施した場合の効果等を十分に検討し、国・府及び近隣他市の動向を踏まえて慎重に判断してまいりたいと考えております。</p> <p>貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございます。この度いただいた御意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	保育幼稚園室	R5.4.3	R5.4.7
43 保育園利用料の多子支援について	<p>保育園利用料の多子支援(半額)について、長子の保育園在園条件を撤廃あるいは小中学校在学へ緩和できないでしょうか。</p> <p>現在、3人の子育てをしています。</p> <p>第一子と第二子は3歳差でしたので、第一子の卒園に伴い第二子が幼児となり、国の政策である保育料無料の対象となりましたが、第三子は第二子と5歳差で減額対象が1年間しかなく、残り2年間は支援を受けられません。</p> <p>この制度は少子化対策の一つであると思いますが、支援額が「兄弟間の年齢差」によって決まり、その差は最大で100万円以上とかなり大きいです。</p> <p>これは支援の公平さを欠くばかりでなく、家族計画の自由度が減り、2人目3人目を諦めなくてはならない事例もあると思います。他市ではこのような制限も無く、多子支援をしている所も多いです。長子の在園という支援条件の撤廃あるいは緩和をお願いいたします。</p>	<p>各自治体における保育料の算定方法などの動きにつきましては、市としても情報把握に努めているところでございますが、きょうだいの数え方を見直す場合には、減額される保育料を補うために多額の費用が必要となりますので、今後の吹田市の子育て施策や実施した場合の効果等を十分に検討し、国・府及び近隣他市の動向を踏まえて慎重に判断してまいりたいと考えております。</p> <p>貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございます。</p> <p>この度いただいた御意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	保育幼稚園室	R5.3.30	R5.4.3

市民の声と市の回答(分野別:子育て)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
44 R3.4.2～R4.3.31 の学年の子だけ給付金が全くない件	<p>給付金不平等の件です。 R3.4.2以前のお子さんはコロナの給付がありました。 R4.4.1以降のお子さんは産前産後の特別給付金【名称は忘れましたが母子手帳をもらうときなどにもらえる給付金】があります。</p> <p>その間の学年のお子さんは、コロナ禍の大変な中人口増加に貢献しているにもかかわらず、なぜ何も給付がないのでしょうか? 吹田市独自でも構ないのでこれを補うことはできないですか?</p>	<p>本市が取り組んできた 令和3年4月2日から令和4年3月31日までの間に出生した児童を対象とした給付金は、以下のとおりです。</p> <p>【令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金】(国事業) 支給対象者: ①令和3年9月分の児童手当の支給を受ける者 ②平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間に出生した児童を養育する者 ③令和3年10月1日から令和4年3月31日までの間に出生した児童を養育する者 対象児童: 平成15年4月2日から令和4年3月31日までの間に出生した児童 支給金額: 対象児童1人あたり10万円</p> <p>【令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金】(市独自事業) 支給対象者: 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金(国事業)で支給対象外となっている子育て世帯のうち、申請日時点で吹田市に居住し、児童手当(特例給付)の支給を受ける者 対象児童: 平成15年4月2日から令和4年4月1日までの間に出生した児童 支給金額: 対象児童1人あたり5万円</p> <p>【就学前児童子育て世帯支援金】(市独自事業) 支給対象者: 申請日時点で吹田市に居住し、対象児童を養育する者 対象児童: 平成28年4月2日から令和5年4月1日までの間に出生した児童(国外居住児童は除く) 支給金額: 対象児童1人あたり 5万円</p> <p>このほか、低所得の子育て世帯に対する給付金(国事業)も支給しております。</p>	子育て給付課	R5.3.17	R5.3.29
45 保育園入園待機について	<p>夫婦でフルタイム勤務(妻は育休中)で、1歳児で4月入園の申込をしました。 しかし小規模園3園を含む第6希望まで記載しましたが、全て落選し、育休復帰目処が全く立っておりません。(担当部署に問い合わせましたが、待機児童に含まれないとのことです。) このまま入園できなければ、退職に追い込まれます。 吹田市としまして、この問題に対して、今後どのようなマイルストーンで対策される予定でしょうか。 この日本では、子供を産んだだけで、仕事を諦めなければいけないのでしょうか。</p>	<p>保育の確保方策については、人口推移、利用申込などの状況から必要と見込まれる保育提供量を想定し、保育所等の整備などを計画的に進めています。本市では平成28年度以降、施設創設や幼稚園の認定こども園移行などにより新たに2,400人分超の保育枠を確保したことで、令和4年度には待機児童の解消に至りました。</p> <p>本市の未就学児数は平成29年をピークに減少しており、今後もこの傾向が継続すると見込んでおりますことから、令和6年度までは、現時点で計画に着手しています。</p> <p>下記以外に、新たな施設整備は行わない予定としています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R5.4月 (仮称)トレジャーキッズそめのい保育園(江坂町2)・定員100名 ・R6.4月 藤白台保育園(藤白台4)・増員7名 ・R7.4月 藤白台3丁目の住宅開発地・定員90名 <p>* いずれも私立保育所 引き続き市内の人口推移などの状況を注視し、必要な確保方策を検討してまいります。ご理解の程よろしくお願ひいたします。</p>	保育幼稚園室	R5.3.1	R5.3.13

市民の声と市の回答(分野別:子育て)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
46	第二子以降の保育料無償化を望みます。	<p>既に上がっている内容かもしれませんが希望しているため意見します。</p> <p>吹田市はファミリー層が多い中、教育部分にもう少し力を入れてほしいなと思う部分があります。</p> <p>特に保育関連、第二子以降の保育料無償化を希望したいです。</p> <p>他の都道府県では既に取り入れているところもありますし、是非とも早期の検討よろしくお願いします。</p>	<p>各自治体における第二子以降の保育料を無償化するなどの動きについては、市として情報把握に努めているところでございます。</p> <p>第二子以降の保育料の無償化には多額の費用が必要となりますので、今後の本市の子育て施策や実施した場合の効果等を十分に検討し、国・府及び近隣他市の動向を踏まえて慎重に判断してまいりたいと考えております。</p>	保育幼稚園室	R5.3.8	R5.3.9
47	保育園入園について	<p>令和5年度の保育園入園に関してです。</p> <p>判断の元にする点数である勤続年数ですが、私は派遣社員として3年以上勤めています。</p> <p>本来であれば勤続年数3年で+1点の加点があると思いますが、「派遣社員」ということで、加点が付かないと判断されました。</p> <p>同一勤務先(派遣先)で3年以上働けば加点がつく。と言われましたが、派遣というのは派遣法3年ルールというものがあり、「同一の事業所の同一の部署において、同じ派遣社員の派遣を受けることは、原則として最大3年までとする」というルールがあります。</p> <p>そのため、派遣社員が同一勤務先(派遣先)で3年以上勤務し、加点を貰うことは不可能です。</p> <p>私が雇われているのは派遣元です。</p> <p>派遣元の会社に所属し、派遣元の会社からお給料をもらい、派遣元の会社で育児休業をとっています。</p> <p>それなのに派遣先の勤続年数で判断され、加点がなされないというのではなく、雇用形態に差別をつけ、保育園に入らず、育児休暇が終われば派遣元との契約も終了し、「無職」になります。</p> <p>早急に改善し、派遣社員等で差別せず判断して頂き、基準を見直すこと、再度加点される家庭を確認し、加点されることを強く求めます。</p>	<p>働き方の多様化や近隣他市の利用調整状況、また皆様からの様々なご意見を参考にしながら令和2年度の基準より雇用型勤務における正社員・契約社員・派遣社員・パートなどの雇用形態による指數差を廃止し、就労日数及び時間による指數としました。</p> <p>一方で、従来、吹田市の利用調整基準における就労に対する考え方として、雇用の継続性を重視しており、その点を踏まえた形で利用申込時の勤務先での就労実績による加点項目を設けました。また、昨今の経済・雇用情勢の変化により、保護者の就労形態が多様化し、利用を希望される世帯によって様々な事情がありますので、指數差が出やすくなるように検討してきた結果となっております。</p> <p>利用調整基準につきましては、その年の社会情勢や雇用・経済情勢を踏まえながら、必要に応じて改正する場合がございます。令和5年4月1日からの利用調整基準は変更ございません。今回いただいたご意見は、次の利用調整基準の改正の際の参考意見として頂戴し、より公平・公正な利用調整ができるよう、引き続き調査・検討を進めてまいります。</p>	保育幼稚園室	R5.1.31	R5.2.6
48	保育園の待機児童について	<p>2児の母です。</p> <p>第1子の頃より保育園を複数申し込んだにも関わらず待機児童でした。娘が1歳8ヶ月の頃 第2子妊娠による加点で小規模保育に入園することが出来ましたが、3歳からの保育園が見つかりません。</p> <p>第2子も早い段階から申し込んでいますが、一子の3歳からの保育園が見つからない状態で2子が入園出来ると育休が終わってしまうシガラミから同じ園で申し込んでいます。</p> <p>私たち夫婦は正社員フルタイム共働きです。</p> <p>残業が多い職場ですが定時での就労証明書しか出して貰えず点数が低いです。</p> <p>私が長い間復職出来ないため金銭的に余裕が無くパートナーは残業時間が増えワンオペ状態。</p> <p>私も職場に居場所が無くなり、子供と向き合うことで精神的にも金銭的にも限界です。</p> <p>しかし吹田市は「待機児童0」をうたっています。どのようにお考えでしょうか。</p> <p>3歳児待機児童の存在を知っていますか？</p>	<p>ご希望の施設利用が叶わず、ご負担をお掛けしております。</p> <p>保育の確保方策については、人口推移、利用申込などの状況から必要と見込まれる保育提供量を想定し、保育所等の整備などを計画的に進めています。本市では平成28年度以降、施設創設や幼稚園の認定こども園移行などにより新たに2,400人分超の保育枠を確保したことで、令和4年度には待機児童の解消に至りました。</p> <p>定員割れの施設がある一方、待機児童数から除かれます「転園を希望する世帯」や「保護者が育児休暇を取得して保育される世帯」などの児童が一定数いらっしゃることも存じております。様々なご事情があるため、全てのご希望に沿う保育枠確保は困難と考えておりますが、引き続き市内の動向を注視し、必要な確保方策を検討してまいります。</p> <p>ご理解の程よろしくお願いいたします。</p>	保育幼稚園室	R5.1.10	R5.1.23

市民の声と市の回答(分野別:子育て)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
49 保育料の利用 者負担額につ いて	<p>来年3月に出産予定の妊婦です。 夫と吹田市に住む予定ですが、0~2歳児の保育料の利用者負担額の高さに驚いています。 (夫と私は正社員の共働きですので、保育料の区分はD13相当で、月額¥87,200になりそうです。) 大阪府内の他の自治体や全国の他の自治体で、同程度の区分での保育料と比較しても、月額¥87,200というのは非常に高く、時短勤務等で収入減少が見込まれるためこの額を毎月お支払いするのは非常に厳しいです。 近隣の自治体と比較しても月額2万円以上の差が出てくる自治体もあり、吹田市からの転出も含めて今後検討する必要があると感じています。 吹田市の街並みや公共施設等は非常に気に入っていますので、保育料の件を知って大変残念に思いました。 私たちのような共働き世帯でも子育てしやすい環境に(せめて近隣の自治体と同程度に)していただけることを望みます。 よろしくお願ひいたします。</p>	<p>このたび、○○様から御指摘いただきましたとおり、本市における0~2歳児の保育料の利用者負担額における最高階層(D13階層)の設定金額は、近隣他市に比べて高額となっておりますが、全体的な保育料の徴収額の合計は、国が定める基準額に対する割合の約70%程度であり、近隣他市と概ね同水準となっております。</p> <p>これは、高所得者、とりわけ利用者負担額が最高階層となる世帯の皆様には近隣他市と比較して高額となっている反面、低所得から中所得世帯層に対しての利用者負担額を近隣他市に比べて低く設定していることによるものでございます。</p> <p>本市の利用者負担額設定の趣旨について御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます</p>	保育幼稚園室	R4.10.20	R4.10.27
50 保育園の預かり基準について	<p>コロナ前の保育園の預かり基準では38°Cの熱を記録した場合は呼び出しだが、コロナ後は37.5°Cを記録すると呼び出し+1日お休みとなっている。ウィズコロナも念頭に預かり基準を緩和することを検討いただけたい。病児保育も三つ子は事実上使えない。病気の時は子供の面倒を診るのが当たり前と考えているが、0~2歳児に関しては38°C出ることはあります。</p>	<p>今回ご意見いただきました新型コロナウイルス感染防止対策における登園回避の目安となる体温につきましては、国通知等を参考に定めています。</p> <p>国通知におきましては、低年齢児の場合は体温が変化しやすいことや、平熱に個人差があること、また、今般の新型コロナウイルス感染症を発症した人の中にはあまり高熱が出ないケースが多くなることが留意すべき点として挙げられており、感染拡大防止の観点から各施設において、下記のとおり取り扱いを定めているものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公立施設 … 37度5分以上の発熱等がある場合、また解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは登園回避となります。 ・私立施設 … 公立施設の基準を参考に、各施設において基準を設けています。 <p>感染拡大防止にあたりましては、各施設の対応、取り扱い等に、ご理解、ご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。</p>	保育幼稚園室	R4.9.26	R4.10.7
51 一時保育につ いて	<p>いつも吹田市の一時保育には本当に助けられています。 しかし最近は全くといついいほど予約がとれず大変困っています。コロナで制限をかけていたために予約枠が埋まるのが早い様ですが、コロナも大変ですが子育ては子育てでノイローゼになるのはもっと深刻な事態を引き起こすと思います。日々何かと子供がいては出来ないことが多いです。一時保育枠を多くしてくださると大変助かります。</p>	<p>本市では、現在、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、一時預かりで利用いただける定員数を制限して事業を実施しており、のびのび子育てプラザでは多くの方がご利用いただけるよう月2回までの利用としております。</p> <p>なお、一時保育枠を多くすることにつきましては、コロナが終息していない状況では非常にリスクを伴うものであることから、既存施設のほか、新たな場所を選択することにより一時保育枠を増やすことが出来ないか検討をすすめているところです。</p>	のびのび子育て プラザ	R4.9.20	R4.9.30

市民の声と市の回答(分野別:子育て)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
52 こどもアドボカシー、子どもの人権について	先日こどもの人権に対するこどもアドボケイトの講義を受講しました。非常に学びの多い講座でしたが、多くが自治体が主体となり動くことがメインになっているそうなので、こどもアドボカシー、アドボケイト、子どもの人権をこどもたち自身の知つてもらう活動などは、吹田市では行われているのかな?と思い、今回ご意見させていただきました。もしまだそこにいたってないようであれば、ぜひ、取り入れていただきたい内容でした。	本市では、自分の意見や希望を表明することが苦手な子供たちの存在は認識しており、各学校で一人ひとりの人権を尊重した取組みを進めています。 いただいた「こどもアドボカシー」「アドボケイト」の観点も踏まえた、教育活動の参考とさせていただきます。	学校教育室	R4.9.1	R4.9.15
53 園の送迎バスの安全対策について	幼稚園、こども園等の送迎バス車内に子どもが取り残されないための対策を講じるべき。 各園への注意喚起だけでは防げない。 例えば、バス乗車時、降車時、登園時に出欠確認できるシステム。 各園児にブザーを配布し、万が一の時に鳴らすと自動的に園にも連絡がいくシステム。 他にもできる安全対策はたくさんあるはず。 費用はかかるかもしれないが、子どもの安全を守るためにも早急に取り組んで欲しい。	この度、静岡県牧之原市において起きました大変痛ましい事案が二度と生じないよう、現在、国・各都道府県・市町村担当課等が連携して、緊急点検及び安全管理に関する実地調査を実施する運びとなっております。 なお、私立幼稚園を所管しておりますのは、本市では大阪府となります。 各園の安全管理につきましては、それぞれの法人が定めるマニュアルに沿った対応をされており、また、導入については各法人の判断とはなりますが、登降園を管理するシステムを導入する際の経費について、公的な補助もございます。 この度いただいた貴重な御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。	保育幼稚園室	R4.9.8	R4.9.14
54 保育園入園基準	保育園入園後3ヶ月の間に親が転職すると、保育園入園基準点数が変わり、保育園退園の可能性があるとお伺いしました。 フルタイムからフルタイムへの転職であっても、勤続年数基準に影響があり、退園しなければならないかもしれない、と。(利用調整基準表 就労-14,15) 勤続年数と保育園の入園基準とどう関係があるのか、全く理解できません。親のキャリアアップの機会を阻害し、子どもの育成面にも影響があるのではないか。 納得のいく回答をお願いしたいです。	保育所等の入所選考にあたっては、吹田市保育所等利用調整基準に基づき、保護者の就労状況・世帯状況等を指指数化し、合計指數の高い世帯から順に希望の保育所等に案内を行っております。そのことから、利用調整の公平性を担保するため、申込内容については申請時の状況を入所後3ヵ月間は維持していただくこととなっております。 保育所等入所後に申請時の申込内容と異なることが判明した場合は、現在の状況をもとに再度指指数化し、合計指數の高い世帯を案内しております。 利用調整の公平性のためご理解いただきますようお願い申し上げます。 ご意見いただきました勤続年数による調整指數についてですが、働き方の多様化や近隣他市の利用調整状況、また皆様からの様々なご意見を参考にしながら令和2年度の基準より雇用型勤務における正社員・契約社員・派遣社員・パートなどの雇用形態による指數差を廃止し、就労日数及び時間による指數としました。 一方で、従来、吹田市の利用調整基準における就労に対する考え方として、雇用の継続性を重視しており、その点を踏まえた形で利用申込時の勤務先での就労実績による加点項目を設けました。また、昨今の経済・雇用情勢の変化により、保護者の就労形態が多様化し、利用を希望される世帯によって様々な事情がありますので、指數差が出やすくなるように検討してきた結果となっております。 利用調整基準につきましては、その年の社会情勢や雇用・経済情勢を踏まえながら、必要に応じて改正する場合がございます。令和5年4月1日からの利用調整基準につきましては、大きな変更はございません。今回いただいたご意見は、次の利用調整基準の改正の際の参考意見として頂戴し、より公平・公正な利用調整ができるよう、引き続き調査・検討を進めてまいります。	保育幼稚園室	R4.8.16	R4.8.29

市民の声と市の回答(分野別:子育て)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
55 子育てのための施設等利用給付認定について(新2号認定)	<p>新2号認定の条件のうち、就労に関する点についてです。 週4回かつ実労働4時間以上とのことですが、幼稚園に平日通わせている世帯が対象だと思いますので、平日週3回以上で週の労働時間16時間以上なども対象にして頂くように見直してはもらえないのでしょうか？</p> <p>平日週3回働き、幼稚園の終わる時間(14時)に間に合わない場合、毎回全額を保護者が負担するのはかなり厳しいです。</p> <p>長期休みなどは預かり保育料が一段と高くなり、このままでは夏休みなど月に少なくとも25000円位が実費負担になります。</p> <p>さらに長期休みではない場合も、新2号認定でなければ8~10000円近くの負担となります。</p> <p>土日も含めて週4、4時間以上働いている人や、幼稚園の終わる時間に間に合う時間帯で働いている人が、平日の預かり保育を1回や2回しか利用しなくても日額450円の補助がもらえるのに、平日週3回働いて、やむを得ず預かり保育を3回とか利用しても補助がもらえないのは不公平だと思ってしまいます。</p> <p>各家庭色々事情はあると思いますし、我が家は転勤族でお迎えなど他に頼れる人も周りにいませんので、どうしても預かり保育を利用しなければなりません。この制度は自治体によって条件が変わらようですが、基本は月64時間以上の労働かと思います。</p> <p>月64時間以上でお昼休憩1時間含めるというのが、一般市民にとても寄り添っていると感じるのですが、どうしても見直し、変更は難しいのでしょうか？9時から15時の間などで働く場合、お昼休憩は仕方ないと思うのですが。(以前住んでいた名古屋市はそうでした)</p> <p>私と同じような状況で就職や、希望の職種を諦めざるを得なかった人がたくさんいると思います。</p> <p>国は働けと言いますが、限りある時間の中で働いても、そもそも子供を預けるためにかかる費用が大きいと残念すぎます。</p> <p>どうぞ見直し、ご検討頂きたいです。 宜しくお願ひいたします。</p>	<p>今回、御意見をいただきました、新2号認定を受けるための就労要件については、法により、各市町村の保育所等の入所認定における就労要件と同様とするよう定められており、自治体の判断で片方の要件のみを異なるものとすることはできません。</p> <p>本市では、保育の必要性の判断基準となる就労要件を、「週4日以上かつ1日4時間以上」の就労と定めています。これは、週の半分以上及び日中の概ね半分以上について、自宅で保育ができない方を想定しているものであり、より保育の必要性が高いと判断される方に対し、保育の提供や利用費の助成を行うため、一定の基準を設けているものでございます。</p> <p>なにとぞ、本事業の趣旨を御理解いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>この度は貴重な御意見をいただき、誠にありがとうございました。 いただきました御意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	保育幼稚園室	R4.8.10	R4.8.17
56 少子化対策強化	日本の昨年の出生数は、最小の81万人で、もはや、災害レベルの非常事態です。ですから、少子化対策の大幅強化(出産費・人工受精費・給食費等無料、18歳以上(原則として学生は除く)の女性に3~4人以上出産を要請(3~4人以上出産の女性、3~4人以上の子供をもつ女性に給付金等支給など)をどうか早くお願いしたいです！	日本の出生数の減少につきましては、本市におきましても大きな課題であると認識しております。ご意見いただきました取組につきましては、本市でも、給食費等無償化などすでに一部取り組んでいるところではございますが、今後も国や府などの動向に注視しながら、引き続き少子化対策について取り組んでまいります。	子育て政策室	R4.8.5	R4.8.10

市民の声と市の回答(分野別:子育て)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
57 おひさま相談、ことばの相談会のニーズと受け入れの実態	<p>就学を控えた子ども(年中～年長)の発音が気になるため、意を決して3月頃担当部署にお電話しましたが「年度末のため」という理由でその場では担当者から何らかの示唆があるわけでもなく、何も決まりませんでした。</p> <p>失望し、日常に忙殺される中、7月におひさま相談を申し込みましたが案内は10月。</p> <p>ことばのそだん会の申込みも開始直後に枠が埋まり、悩みを抱える子育て世帯のニーズと人員配置のバランスが取れていないと感じます。</p> <p>子どもの発達と共に解消されることも多いと思いますが、コロナ禍により口元を隠した生活が続くことで相談のニーズは高まっているのではないかでしょうか?</p> <p>子どものことは大切ですがいつも情報や申込みタイミングにリーチできるわけではありません。</p> <p>無為に時間が過ぎていき、このまま申込みがかなわない場合はどうなるのか?とお聞きしても明確な対応は特に期待できないようでした。</p> <ol style="list-style-type: none"> ことばの相談会の開催回数や人数は昨今のニーズの実態に合ったものでしょうか?また、ニーズはどのように計測しておられますか? 言語聴覚士の採用や勤務時間を増やすことは不可能なのでしょうか? おひさま相談の申込み～3ヶ月後の予約という実態を「子育て支援」といかがお考えでしょうか? 言語に関わらず、子どもの発達に悩みを抱える保護者はただ「待つ」しかできないのでしょうか? 3歳頃までは発達に関する小冊子が郵送されてきたと記憶しております。就学前の子どもの保護者が発達を見極め、考えるきっかけになるコンテンツなど存在すれば教えて下さい。 	<p>お子さまの発音のことご心配なところ、相談にすぐ対応できず、ご迷惑をおかけいたしました。</p> <p>また、この4月からおひさま相談を開設し、移行の時期であったとはいえ、ご不快な思いをさせてしまい、たいへん申し訳ありません。</p> <p>おひさま相談は、枠数を増やして順次ご案内しておりますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>ご質問いただきました5点につきまして、下記のとおり回答いたします。</p> <p>1. ことばの相談会について</p> <p>昨年度は、ことばの相談会の開催を2回(1回の定員10名)予定していましたが、その内の1回は、開催日にまん延防止等重点措置が適用されましたので中止しています。結果として1回の開催となりましたが、それ以上の開催を求めるニーズはありませんでした。</p> <p>しかし、マスクを常時着用する生活の中では、口形を見る機会の少ない子どもは聴覚情報だけが手がかりとなります。保護者の皆様にとって発音の心配が増えると考え、今年度は相談会を3回開催することとしました。</p> <p>実際に1回目を開催したところ、昨年度と異なり申込者が多いことが分かりましたので、2回目の開催を待たずに、急遽、相談会の開催を追加いたしました。今後とも、ご心配されている保護者の皆様に少しでも早く対応できるよう、相談会の開催回数を検討してまいります。</p> <p>2. 言語聴覚士の採用等について</p> <p>新たな採用や勤務時間増やす予定はございません。</p> <p>3. おひさま相談の申込から3ヶ月の待機が生じている実態について</p> <p>お子さまの発達等についてご心配されている保護者の皆様に対し、タイムリーにご相談を受けていただくため、相談枠を増設するなど待機期間の短縮に向けた取組を検討しているところです。</p> <p>4. 言語に関わらず、子どもの発達に悩みを抱える保護者はただ「待つ」しかできないのでしょうか?</p> <p>御意見を真摯に受け止めています。保護者の皆様の「ご心配なままで待つ」苦しさを少しでも軽減できるよう、様々な取組を工夫しながら進めていかなければならぬと考えています。</p> <p>5. 就学前の保護者が発達を見極め、考えるきっかけになるコンテンツなどについて</p> <p>市内の子育て支援施設(のびのび子育てプラザ、児童会館・児童センター等)等、「吹田のこども発達支援センター」</p>	こども発達支援センター	R4.8.8	R4.8.10
58 待機児童への取り組みについて	<p>5月の保育園の利用調整に間に合うように申請を行い、利用保留になってからもうすぐ3ヶ月になります。10月には一斉申請が始まるので、もしかすると来年の4月まで預けられない、つまり仕事ができないのではないかと危惧しています。</p> <p>利用調整というのは、あくまでも今ある枠の人数内で行われ、現在利用している児の退園にこまない検討される、というものなのでしょうか?</p> <p>利用希望に合わせて保育士の採用に積極的に取り組むなど、利用枠を広げるような対応は行っていないのでしょうか?</p> <p>毎年の利用希望数は、出生数などからある程度予測がつくはずです。それにもかかわらず、ここまで入園できないのは市の怠慢ではないかと思います。</p> <p>情報開示について、市のHPでは3ヶ月ごとに保育園の空き状況については報じていますが、待機児童の状況のページは令和4年4月のままで。</p> <p>どのくらいの待機児童がいるのか(何件の利用調整を行っているのか)は当然、把握されていることだと思いますので、年度中の待機児童の数も適時に報じてはいかがでしょうか?</p> <p>吹田市への転入・転出を考える際の材料になると思います。</p> <p>また待機児童となった場合の救済措置について、待機期間に認可外保育園やベビーシッターを利用する際の金銭的な支援・補助は行っていますでしょうか?</p> <p>あわせて、待機児童となった場合、その期間は物理的に動けないことから、本来は一定の生活費等の支援も行うべきだと思いますがそちらの制度についてもいかがでしょうか?</p> <p>そうした制度がない場合、そして、どうしても待機児童の問題が解決できないのであれば、利用枠を広げる取り組みにあわせて上記のような金銭的な救済措置を市として検討していただきたいと思います。</p> <p>最後に、子どもを預けることができず、動けないことは直接的に家庭の困窮につながります。仕事の継続性等を重視して正社員(フルタイム)の場合の加点項目を設けているようですが、育休助成金がもらえる正社員の方よりも、パートや自営業のほうが保育園の利用可否は死活問題だと思います。</p> <p>形式的には正社員とパート等の格差を是正する対策をとられているとのことですが、実質的には加点項目を設ける等による格差は依然として大きく残っていると思います。</p> <p>市の就労に対する考え方として雇用の継続性を重視しているとのことです、昭和型の雇用形態・家族構成を前提とした全くの時代錯誤の考え方であり、むしろ雇用の継続性がないからこそ、公助が必要となるのではないでしょうか。即刻、改めるべき考え方だと思います。</p>	<p>待機児童については保育所整備等により、令和4年4月には厚生労働省定義での待機児童数ゼロを達成したところであります。年度途中での入所となりますが、利用希望施設によっては入所をお待ちいただいている状況です。</p> <p>一方で、月によって空きが出る施設もございます。各月1日時点の空き状況は、お問い合わせいただきましたらお答えしておりますので、通える範囲内での希望園の追記を検討していただければと存じます。今後も引き続き、全世帯のご希望に添えるよう努力してまいります。</p> <p>また、このたび頂いておりますご意見やご要望を参考とさせていただき、引き続き、制度の改善に努めてまいりたいと考えておりますので、何卒よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>最後に、働き方の多様化や近隣他市の利用調整状況、また皆様からの様々なご意見を参考にしながら令和2年度の基準より雇用型勤務における正社員・契約社員・派遣社員・パートなどの雇用形態による指數差を廃止し、就労日数及び時間による指數としました。</p> <p>一方で、従来、吹田市の利用調整基準における就労に対する考え方として、雇用の継続性を重視しており、その点を踏まえた形で利用申込時の勤務先での就労実績による加点項目を設けました。</p> <p>また、昨今の経済・雇用情勢の変化により、保護者の就労形態が多様化し、利用を希望される世帯によって様々な事情がありますので、指數差が出やすくなるように検討してきた結果となっております。</p> <p>利用調整基準につきましては、その年の社会情勢や雇用・経済情勢を踏まえながら、必要に応じて改正する場合がございます。</p> <p>令和5年4月1日からの利用調整基準は、現時点では大きな変更を予定しておりませんが、今回いただいたご意見は、次の利用調整基準の改正の際の参考意見として頂戴し、より公平・公正な利用調整ができるよう、引き続き調査・検討を進めてまいります。</p>	保育幼稚園室	R4.7.29	R4.8.9

市民の声と市の回答(分野別:子育て)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
59 後藤圭二市長様 待機児童につきましての意見	<p>この4月に福岡県から夫の転勤にて引っ越ししてきました〇〇と申します。</p> <p>3人の幼子を連れての家族での転勤となり、沢山調べた結果、子育てに力をいれているという吹田市に転居を決めさせて頂きました。</p> <p>待機児童が解消され続け2021年度には8人、2022年度には0人達成というホームページも決め手となりました。</p> <p>保育園の申し込み申請をし、この4月より3人とも保育園へ入所できましたが、5月にコロナ禍ということもあり勤務体制が代わった為転職しました。</p> <p>そのことにより3人預けていましたが一人が退園となりました。</p> <p>認可外に預けるしか仕事を継続することができず、その場合多額の費用が掛かります。</p> <p>子供を沢山養うと必然的に金銭的負担が多いので、本当に困っています。</p> <p>吹田市長の掲げておられる、《市民の皆様にとって安心して心豊かに暮らせるまちであり続けられるよう、今ある課題に対処しながら、将来を見据えた選択を積み重ね、力強く市政を運営する》という理念とかけ離れていて残念です。</p> <p>どうかこのような思いの母親がこれ以上増えないためにもと思い、伝えさせて頂きました。</p> <p>お忙しいところ大変恐縮ですが、ご返答お待ちしております。</p>	<p>保育所等の入所選考にあたっては、吹田市保育所等利用調整基準に基づき、保護者の就労状況・世帯状況等を指指数化し、合計指指数の高い世帯から順に希望の保育所等に案内を行っております。そのことから、利用調整の公平性を担保するため、申込内容については申請時の状況を入所後3ヶ月間は維持していただくこととなっております。</p> <p>保育所等入所後に申請時の申込内容と異なることが判明した場合は、現在の状況をもとに再度指指数化し、合計指指数の高い世帯を案内しております。</p> <p>利用調整の公平性のためご理解いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>また、待機児童については保育所整備等により、令和4年4月には厚生労働省定義での待機児童数ゼロを達成したところであります、利用希望施設によっては入所をお待ちいただいている状況です。今後も引き続き、全世帯のご希望に添えるよう努力してまいります。</p>	保育幼稚園室	R4.7.14	R4.7.19
60 新型コロナワイルスアクションプランの未就学児への援助について	<p>新型コロナウイルスが蔓延してから幾たびかの金銭的支援がありましたが、それにより経済が潤う、もしくは各家庭が助かる、ということが持続するわけでもなくずるずるときているように実感しております。</p> <p>慢性的な不満不安打破のために、一定期間の援助または支援は難しいのでしょうか。</p> <p>未就学児一人当たりへの配当よりは例えば、おむつやミルクの支援(申請する月何袋無料送付)、認可や認可外問わず幼保給食費無償化、子供の病気により出勤できなかった日の日当、未就学児に限らず、食料品購入チケットとしての無料配布(小学生以上を1人として1人あたり月5000円補助)等、実生活上助かることとなり満足度も高いと思います。</p>	<p>本市におきましては、使途・用途を限定せず幅広く御活用いただけるよう現金による金銭的支援をさせていただいているものでございます。</p> <p>いただきました御意見も参考にさせていただきながら、今後も必要な支援に取り組んでまいります。</p> <p>(担当:子育て政策室)</p> <p>未就学児に係る昼食費は、在宅で子育てされている児童や弁当を持参している児童にも生じるものであることから、保育所や幼稚園等の給食費無償化について実施する予定はございません。</p> <p>貴重な御意見をいただきありがとうございました。</p> <p>今後の施策の参考とさせていただきます。</p> <p>(担当:保育幼稚園室)</p>	子育て政策室、保育幼稚園室	R4.6.30	R4.7.11
61 未就学児に5万円給付的回答について	<p>18歳以下給付金を5万円しか貰えなかつた18歳以下にまた新たに未就学児5万円より先に5万円配るべきでは、と質問したところ回答に未就学児は給食無償化の分の恩恵が無いからと言うような回答頂きましたが、それでは16歳から18歳の高校生も給食はありませんがその年齢にはなぜ市として5万円出してあげないのでですか。不平等だと思います。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、国では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充し、地方公共団体が実施する生活に困窮する方々の生活支援や、学校給食費等の負担軽減など子育て世帯の支援、中小企業者等の支援といった取組をしっかりと後押しするとされています。今回の支援金につきましては、同交付金拡充の趣旨を踏まえた速やかな取組として、給食費無償化等の対象となっていない就学前の児童を養育する保護者の方々に支援金を支給することを決定したものでございますので、御理解いただけますようお願いいたします。</p> <p>また、対象児童等の事業内容につきましては、様々な御意見や御指摘があるものと認識いたしております。頂きました御意見を踏まえ、今後どのような子育て支援策が必要か適宜検討してまいります。</p>	子育て給付課	R4.6.24	R4.6.29

市民の声と市の回答(分野別:子育て)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
62 就学前児童に5万円給付金の件	吹田市が就学前児童に5万円給付を7月にするという報道を見ましたがそれならば前回国の18歳以下10万円給付で対象外になつた子供にあと5万円を先に配るべきではないですか?貰える就学前児童はあの時10万円もらってれば15万円、所得制限にかかった18歳以下は5万円のみ。市内の子供の不公平が広がっているだけでは。そもそも就学前児童より塾に通つてゐる中学生や私立高校に通う高校生がいる所得制限により授業料補助の出ない家庭の方がお金がかかります。	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、国では、地方公共団体が、コロナ禍において物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担軽減を、地域の実情に応じ、きめ細やかに実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充しました。 このような状況の中、現在本市では、新型コロナウイルス感染症緊急対策アクションプランの取組の一つとして、小学校給食費の無償化や中学校給食費の半額補助を、昨年度に引き続き実施し、保護者の方々の負担軽減を図つております。この度、同交付金拡充の趣旨を踏まえた速やかな取組として、給食費無償化等の対象となつていらない就学前の児童を養育する保護者の方々に支援金を支給することを決定したのでございます。	子育て給付課	R4.6.13	R4.6.24
63 保育所等利用調整基準	保育所等利用調整基準の点数に関して、意見したくご連絡いたしました。希望の保育園に点数が足らず、待機児童となる可能性が高いので、ご検討いただきたくご連絡いたしました。 就労に関する項目について、新たに改訂され、以下の項目が追加になっていゝると存じます。 ・14 利用申込時の勤務先での就労実績が利用希望日時点から起算して3年以上の場合 +1 ・15 利用申込時の勤務先での就労実績が利用希望日時点から起算して5年以上の場合 +2 こちらはなぜこのような項目が追加されたのでしょうか。 人に聞いた話によると、昔は非正規雇用者が点数がマイナスとなつたが、その規定をなくし、今回の項目が追加されたと聞きました。 正規社員では、非正規社員と異なり、仕事にて責任のあるPositionにて仕事をしているので、非正規雇用者のようにいつでも仕事をやめることはできません。 また、正規雇用者は、キャリアのために転職することは多々あり、そのことが保育園の入所に影響することはあってはならないことと考えます。 もし非正規雇用者の勤続の継続性を確認する指標であるならば、非正規雇用者で5年働くと、正規雇用者と同点数にするので良いのではないかと考えます。 転職者で、吹田市に住むか悩んでいる同僚が、吹田市は子育てをしにくい町だと言つており、確かにその通りかと思いました。 引っ越しすることもやむを得ないのかとさえ、現在考えております。 どうか納得のいく説明と、本制度の改定のご検討をお願いいたします。 令和4年度利用申し込みの調整基準での改定を切に願う次第でございます。また、もし可能でしたら、令和4年度の調整基準がいつ発表されるのかも併せてご教示ください。	働き方の多様化や近隣他市の利用調整状況、また皆様からの様々なご意見を参考にしながら令和2年度の基準より雇用型勤務における正社員・契約社員・派遣社員・パートなどの雇用形態による指數差を廃止し、就労日数及び時間による指數としました。 一方で、従来、吹田市の利用調整基準における就労に対する考え方として、雇用の継続性を重視しており、その点を踏まえた形で利用申込時の勤務先での就労実績による加点項目を設けました。また、昨今の経済・雇用情勢の変化により、保護者の就労形態が多様化し、利用を希望される世帯によって様々な事情がありますので、指數差が出やすくなるように検討してきた結果となっております。 利用調整基準につきましては、その年の社会情勢や雇用・経済情勢を踏まえながら、必要に応じて改正する場合がございます。令和5年4月1日からの利用調整基準は、現時点では大きな変更を予定しておりませんが、今回いただいたご意見は、次の利用調整基準の改正の際の参考意見として頂戴し、より公平・公正な利用調整ができるよう、引き続き調査・検討を進めてまいります。	保育幼稚園室	R4.4.28	R4.5.11

市民の声と市の回答(分野別:子育て)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
64	山田夢つながり 未来館での、こ どもの一時保育 について	5月からのたんぽぽルーム一時預かりの支払いが、電子決済のみにな るそうですが、電子決済の種類が2つとは少なすぎるかと思います。 電子決済を使用していない人は子どもを預けることが出来ないので、 早急に多岐にわたる支払い方法を導入していただきたいです。 いつも子どもを一時的に預かってもらえて助かっています。	本市では「キャッシュレス決済導入に係る基本的な考え方」に基づき、 既に他の所属で導入実績のあるPayPay、LinePayを令和4年度に全ての 使用料・手数料等で導入することとなっています。 電子決済の種類が2つと少なすぎるとのことにつきまして、市の方針と して、他のキャッシュレス決済導入にあたっては令和5年度中の運用に 向けて検討をすすめていくこととなっております。 PayPay、LinePayを御使用されていない方は、納付書でお支払いたい だくこととなり、一時預かりが利用できなくなるわけではありませんので、 御理解の程よろしくお願ひいたします。 なお、「キャッシュレス決済の導入」に関して詳しくは、本市ホー ムページに行政経営部企画財政室が掲載しておりますので御覧ください。	のびのび子育て プラザ	R4.4.21	R4.4.27
65	児童センターの 運営時間につ いて	表題の通り、運営時間について意見と質問です。 12~14時に休館されているのですが、多くの子供はこの時間帯が活動的に出 来る範囲で、特に低月齢の子供だと10:30~12時、14時以降はお昼寝をしている ことが多いと思います。1番外に出やすいタイミングに入らない仕組みになってい るのは何故でしょうか(そしてなぜ2時間も休館??) また入館に関してはコロナのため予約制で人数制限があります。1日に入る人 数を決めているわけですが、密を防止したいという観点で行くと入ってすぐ帰る 子もいるわけですからリアルタイムの人数制限も取り入れてはどうでしょうか。以 前予約が満員と聞いて入ったのにガラガラだったので、がっかりしました。いつま でもコロナ一辺倒でサービスを縮小するのは嫌だなと思います。一時保育の様 もいつまでも縮小したまま広がらないですし、人手不足をコロナのせいにしてい るところはないでしょうか。 はっきり申し上げて少しでも多くの市民に利用してもらおうという気持ちが考 られませんと思う機会が多いです。子育てる側の立場にも立っている様にもあ まり感じられないです。	この度は児童センターの運営時間につきまして、ご意見等のメールを いただきましてありがとうございます。 現在、吹田市内の児童センターにつきましては、新型コロナウイルス感 染症の感染拡大防止対策として、三密を避けて安心して児童センターを ご利用いただくため、利用人数の制限、定期的な換気及び諸室やおも ちゃ等の消毒の実施ための利用時間の縮小を継続しているところでござ ります。 この度、ご意見をいただきました利用人数並びに利用時間制限の緩和 につきましては、重要な課題であると認識しており、新型コロナウイルス の感染状況と社会の動向を踏まえながら慎重に判断してまいりたいと考 えております。	子育て政策室	R4.4.5	R4.4.7